

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
1-1 次世代の親の育成	(1)道徳教育の推進	規範意識や社会性を醸成するため、年間計画に基づいた道徳教育を進めるとともに、家庭や地域と連携した取組を推進します。	学校教育課	4	道徳の教科化により、年間35時間の授業が確保され、各学年ごとに年間指導計画を立て、系統的に学習を進めることができた。教科や学年を横断したり、学校行事や体験活動との関連を図ったりしながら、道徳教育を推進している。	各校で道徳教育推進教師を中心に、各学年の担任が年間指導計画を立て、道徳の授業の確実な実施と他教科や学校行事と関連付けた実践により、全教育活動を通じて道徳教育を推進した。月1回「道徳の日」を設定するなど全校道徳を実践している学校もある。保護者に道徳の授業公開をしたり、学習内容や道徳の取組等について学校通信等で家庭に発信したりするなど、家庭への啓発を行っている。	4	道徳教育の目標に基づき、児童生徒が、自己の生き方や人間としての生き方を考えることができる道徳の授業を実践する。道徳の授業を核とし、すべての教育活動を通して道徳教育を推進していく。	考え議論する道徳の授業づくりに向けて、発問の工夫や話し合い活動の充実等、質的向上を図っていく。	道徳教育の推進	規範意識や社会性を醸成するため、年間計画に基づいた道徳教育を進めるとともに、家庭や地域と連携した取組を推進します。
1-1 次世代の親の育成	(2)人権教育の推進	人権尊重の意識や言動の涵養、定着をめざし、保育施設・幼稚園等、小・中学校では、市が作成した教材を活用し、それぞれの発達段階に合わせた人権教育を推進します。	学校教育課	4	令和7年4月改訂に向けて、編集委員会を設置し教材の選定を進めている。	編集委員会を開催し、教材選定を進め、年度内の完成を予定している。	4	小中学校における人権学習に使用する市統一の教材集であるため。	教材研究及び指導案検討	人権教育の推進	人権尊重の意識や言動の涵養、定着をめざし、保育施設・幼稚園等、小・中学校では、市が作成した教材を活用し、それぞれの発達段階に合わせた人権教育を推進します。
1-1 次世代の親の育成	(3)乳幼児とふれあう機会の充実	中学生が乳幼児とふれあうことで、子育ての大切さを実感し、次世代の親として成長できるよう、保育施設・幼稚園等と連携し、ふれあいの機会が持てるよう努めます。	保育幼稚園課	4	保育施設・幼稚園における中学生の職場体験・夏休みのボランティア等の受け入れ態勢は整っている。	職場体験は中学校と連携を図り、中学校に合わせた受け入れを行っている。	4	中学生が乳幼児とふれあう機会を持てることは、次世代の親の育成に直接通じるので継続して行うべきである。また、保育施設・幼稚園の児童にとっても、世代の違うお兄ちゃん・お姉ちゃんとふれあう体験ができ相乗効果が期待できる。	打合せの段階で学校側の趣旨を深く理解し、職場体験等の内容を充実していく必要がある。	乳幼児とふれあう機会の充実	中学生が乳幼児とふれあうことで、子育ての大切さを実感し、次世代の親として成長できるよう、保育施設・幼稚園等と連携し、ふれあいの機会が持てるよう努めます。
			学校教育課	2	新型コロナウイルス感染症の影響により、中学生の職場体験学習や保育体験学習が実施できない時期が続いた。	保育体験学習等が実施できない時期においても、中学校と保育所の合同避難訓練を実施したり、家庭科分野における「保育」の学習を行ったりした。	2	実施時期や実施方法を検討した上で、保育所・幼稚園での職場体験や保育体験学習を実施する。	中学生と乳幼児のふれあいは双方にとって価値ある体験である。家庭科や総合の時間等を活用し、中学生が乳幼児とのかかわりともつことができる機会の充実を図る。		
1-1 次世代の親の育成	(4)就業観・就労観の育成	職場体験等を通じて、次世代を担う子どもの働くことに対する意識を高めるキャリア教育を推進します。	学校教育課	2	新型コロナウイルス感染症の影響により、学校外での体験学習実施できない時期が続いた。	職場体験学習が実施できない時期においても、総合的な学習の時間にタブレットを活用して職業調べをしたり、地域の方や専門学校による出前授業を実施したりするなど各校で工夫して取り組んだ。	2	生徒が望ましい職業観、勤労観を身に付けることができるよう、職場体験学習を実施し、キャリア教育を推進する。	職場体験学習は、実際に仕事をしている人と接し、自分自身も体験することで、働くことの意義や目的を理解し、望ましい勤労観や職業観をはぐくむことができる貴重な体験である。地域の人材や様々な施設を活用しながら実施する。	就業観・就労観の育成	職場体験等を通じて、次世代を担う子どもの働くことに対する意識を高めるキャリア教育を推進します。
1-1 次世代の親の育成	(5)総合的な学習等を活用した職業人講話	キャリア教育として、地域で実際に働く人の講話等を通じて、働く意義や就職に対する社会性を醸成していきます。	学校教育課	3	感染症予防対策を講じて、地域で働く人や企業の協力のもと授業を行ったり、講演会を実施したりすることができた。	救急救命士、看護師、助産師、獣医師、社会福祉士、消防士等、年1回程度の講演を実施することができた。	4	各学校が児童生徒の実態に応じて、講演会を実施し、生徒が自己の在り方や生き方を考える機会にする。	様々な分野の講師を確保できるよう、各課や関係機関と連携しながら、ネットワークづくりに取り組む。	総合的な学習等を活用した職業人講話	キャリア教育として、地域で実際に働く人の講話等を通じて、働く意義や就職に対する社会性を醸成していきます。

目標1：子どもが健やかに育つ環境づくり

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
1-2 教育・保育サービス及び環境の整備	(1)確かな学力と豊かな心の育成	児童・生徒が自ら学び自ら考える力を育成するために、基礎を大切に する教育を行うとともに、体験学習 や問題解決の力を伸ばす学習を取り 入れる等、指導内容や指導方法を 工夫し、確かな学力の育成に努 めます。 また、小学生から「外国語活動」を 行う等、国際理解とコミュニケーションの力を伸ばし、豊かな心を育む教育に努めます。	学校教育課	3	「学びのトライアングルモデル」を もとに、対話と自問自答を大切に した子ども主体の授業づくりに向け て授業改善を進めている。また、ICT の活用を推進し、個別最適な学び と協働的な学びの実現に向けて取 組んだ。 各学校において、授業や行事等を通 じて、共感の人間関係を築く居場 所づくり・終づくりを推進した。	年1回の市教委・県教委による学校訪問を行っている。学校は、授業公開や経営説明による学校課題への取組等の説明を行い、市教委は進捗状況及び成果と課題について各校の様子を確認するとともに、指導・助言を行った。	4	「学びのトライアングルモデル」が浸 透し、協働的な学びや学習の振り返 りが学習過程に位置づいている。 「対話と自問自答」を柱とした市教委 の取組により、「主体的・対話的で 深い学び」からの授業改善が進んで いる。今後は、指導方法や指導体 制の工夫改善により「個に応じた指 導」の充実も図っていく。	情報教育分野での学校間・教職員 間における格差をなくし、ICTを活用 した授業研究をより一層進め、個に 応じた指導の充実を図っていく。身 近な地域教材の活用や体験活動、 子ども同士の協働学習などをさらに 充実させていく。	確かな学力と豊かな心の育 成	児童・生徒が自ら学び自ら考える力を育成する ために、基礎を大切に する教育を行うとともに、 体験学習や問題解決の力を伸ばす学習を取り 入れる等、指導内容や指導方法を工夫し、確か な学力の育成に努めます。 また、小学生から「外国語活動」を行う等、国 際理解とコミュニケーションの力を伸ばし、豊か な心を育む教育に努めます。
1-2 教育・保育サービス及び環境の整備	(2)信頼される教育環境づくり	教職員一人ひとりが資質や能力の 向上に努めるとともに、学校評議員 制度や学校評価制度を活用して地 域・家庭・学校との連携を図り、信 頼される教育環境づくりに努めま す。	学校教育課	3	校内研修や校外の研修等をととし て、教職員一人一人の資質能力の 向上を目指して取り組んだ。学校評 価委員会での成果と課題をもとに PDCAサイクルを生かし、改善に向 けて取り組んだ。	各校では、校内研修を実施する際、市教委や県教委 から講師の派遣を依頼し、指導を受けた。 各校においては、各学期に1回程度、保護者や児童生 徒、関係者による学校評価を行い、結果を保護者や教 職員に公表し、改善に努めた。	4	各園・校において、学校課題に基づ いた研修計画が立てられ、実践され ている。	学校評価委員会での成果と課題を もとにPDCAサイクルを生かして取 り組み、地域・家庭・学校との連携 を図りながら信頼される教育環境づ くりを進める。	信頼される教育環境づくり	教職員一人ひとりが資質や能力の向上に努め るとともに、学校評議員制度や学校評価制度を 活用して地域・家庭・学校との連携を図り、信頼 される教育環境づくりに努めます。
1-2 教育・保育サービス及び環境の整備	(3)いじめ防止対策等の推進	「いじめ防止対策推進法」に基づ き、各学校で「学校いじめ防止基本 方針」を策定し、児童・生徒が安心 して学校生活を送ることができるよ うに努めます。 地域全体にいじめ防止対策推進法 の啓発を図り、いじめの早期発 見と対応に取り組みます。	学校教育課	3	いじめ見逃しゼロを目指し、積極 的・幅広い認知を行った。いじめを 認知した場合は、いじめ被害にあっ た児童生徒に寄り添った丁寧な対 応を組織的に行った。	各校では、複数の教員で児童生徒一人一人の日常の 様子を観察するとともに、毎月アンケートを実施し、い じめの把握に努めている。また、スクールカウンセラー や養護教諭等との教育相談を充実させ、児童生徒や 保護者が相談しやすい体制を整えている。	4	各学校において、校内研修等を通し て教職員のいじめに対する感度を 高め、チームとして早期発見・早期 対応に努めていく。	各学校の「いじめ防止基本方針」を 見直したり、保護者及び地域への 啓発方法について検討したりして、 取り組みを一層推進していく必要が ある。	いじめ防止対策等の推進	「いじめ防止対策推進法」に基づき、各学校で 「学校いじめ防止基本方針」を策定し、児童・生 徒が安心して学校生活を送ることができるように 努めます。 地域全体にいじめ防止対策推進法の啓発を 図り、いじめの早期発見と対応に取り組みます。
1-2 教育・保育サービス及び環境の整備	(4)就学前教育・保育の充実	市内の保育施設・幼稚園等が、情 報交換や職員の合同研修を行う等 の連携を図り、「ななつのたから」の 理念に基づき、質の高い就学前教 育・保育に努めます。	保育幼稚園課 学校教育課	4	三豊市就学前教育・保育推進研究 事業プランの計画どおり、取組め ている。 保育所・幼稚園の垣根を超えた取 組みができており、保育者の資質 向上につながっている。	香川大学からアドバイザーを迎え、乳幼児理解研修、 スキルアップ研修、講演会等を実施している。 今年度から、民間施設へ研修の参加を呼びかけてい る。	4	乳幼児期の教育・保育を充実させる ためには、幼保こ職員の連携が大 切である。職員の情報交換の場とし ても継続して行う必要がある。 それが、保育者の資質向上に繋がる。 る。	今年度の民間保育施設の参加状 況みて、同じ三豊市の保育施設の 職員として資質向上に繋がる研修 を検討する。	就学前教育・保育の充実	市内の保育施設・幼稚園等が、情報交換や職 員の合同研修を行う等の連携を図り、「ななつの たから」の理念に基づき、質の高い就学前教育・ 保育に努めます。
1-2 教育・保育サービス及び環境の整備	(5)幼保連携の推進	三豊で育つ子どもは、就学前の同 じ年齢の子どもが同じ教育・保育を 受けることができる環境をめざし、 幼保連携の推進に取り組みます。	保育幼稚園課 学校教育課	4	「就学前教育・保育総合計画」に基 づき、市内公立施設の認定こども 園化を進めている。	令和8年4月運営開始を目指し、松崎地区に保育所型 認定こども園の建設を進めている。 令和5年度に用地を取得し、令和6年度に用地の造成 工事、令和6・7年度に建物建築工事を予定している。	4	今回の整備をもって市内保育所の 整備は完了するが、市内幼稚園の 整備が完了していないため、継続し て施設の集約・こども園化を行って いく。	市内の保育教育の改善見直しを 図っていく。 職員のキャリアに応じた研修内容を 工夫し、次期の幼稚園や保育所・こ ども園の運営を担う人材の育成を 行う必要がある。	(5)幼保連携の推進	三豊で育つ子どもは、就学前の同じ年齢の子ど もが同じ教育・保育を受けることができる環境を めざし、幼保連携の推進に取り組みます。
1-2 教育・保育サービス及び環境の整備	(6)幼児教育から義務教育への円滑な接続	保育施設・幼稚園等と小学校の教 育方法や環境の違いにとまどい、 なじめないケース(小1プロブレム) が問題となっています。 子ども同士の交流や教職員の連 携等に引き続き取り組みながら、子 どもの成長を連続した過程として捉 えた中での具体的な取組を検討し ます。	保育幼稚園課 学校教育課	3 3	年間計画をたてて、小学校との交 流を深め連携体制を整えている。 校区により、交流会や研修会の実 施状況は異なるが、地域の実情に 応じた実践が行われている。 市全体で、幼保こ小の職員対象の 研修会を行い、情報共有や共通理 解に努めた。	計画に沿って実施されている。 子ども同士の交流の機会を増やせるよう、各校区で工 夫している。交流会の計画立案や反省省察について 話し合う場が少しずつもてようになっている。双 方の育ちをもとに話し合う機会を増やし、互恵性のある 交流活動や研修会となるように工夫していくことが望ま れる。	4 3	子どもたちが学校教育へ移行する 際、スムーズにスタートをきれるた めには、就学前施設と小学校が連 携体制を強化し、段差のない環境づ くりを進めることは重要である。 「幼保小の架け橋プログラム」をも とに、幼小接続の大切さを就学前施 設と小学校で共通理解していけるよ う、職員同士の交流や合同研修の 機会を増やす。	連携を深めるために時間の確保と 交流内容の検討を行う必要があ る。 就学前施設と小学校の教職員が、 子どもの育ちを中心に据えた対話 を通して相互理解・実践を進めてい く必要がある。 子どもの安心感につながるスタート カリキュラムの見直しや実施が望ま れる。	幼児教育から義務教育へ の円滑な接続	保育施設・幼稚園等と小学校の教育方法や環 境の違いにとまどい、なじめないケース(小1プロ ブレム)が問題となっています。 子ども同士の交流や教職員の連携等に引き 続き取り組みながら、子どもの成長を連続した 過程として捉えた中での具体的な取組を検討し ます。

目標1:子どもが健やかに育つ環境づくり

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
1-2 教育・保育サービス及び環境の整備	(7)延長保育事業	保護者の就労形態の多様化や女性の就労率の向上に伴い、保育標準時間以上の保育が必要となる子どもの保育に対応することが求められています。子どもの健康や保護者のニーズを考慮しながら、実施に努めます。	保育幼稚園課	3	令和4年度から引き続き、市が私立保育施設へ委託する形で実施できている。	令和5年度についても、私立保育施設（1か所）、私立認定こども園（1か所）と委託事業を実施した。	4	保護者の就労状況等により延長保育を望む声があることから、引き続き事業を継続していきたい。	その他の保育事業所に対し、聞き取り等を行い事業を行ってくれる保育施設を探る。	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化や女性の就労率の向上に伴い、保育標準時間以上の保育が必要となる子どもの保育に対応することが求められています。子どもの健康や保護者のニーズを考慮しながら、実施に努めます。
1-2 教育・保育サービス及び環境の整備	(8)休日保育事業	保護者の就労形態の多様化等により、日曜日等の保育が必要となる子どもの保育について、実施に努めます。	保育幼稚園課	2	公立・私立とも、休日（日曜日）保育を実施している施設はない。	実施していない。	2	今後の国の施策、方向性を注視し、検討したい。	現に、保育施設利用者のニーズを把握した上で検討する必要がある。	休日保育事業	保護者の就労形態の多様化等により、日曜日等の保育が必要となる子どもの保育について、実施に努めます。
1-2 教育・保育サービス及び環境の整備	(9)災害に強い教育施設の整備	子どもたちが1日の大半を過ごす教育・保育施設の耐震化を図るため、非構造部材（外壁、天井材等）の耐震化を推進します。	保育幼稚園課	3	年2階の日常点検を含め施設の維持管理には務めている。しかしながら、経年感による目に見えない施設の不具合全てには対応できていない。	年2回の日常点検を行っている。台風や大雨等必要に応じて外壁、天井材等必要箇所の点検を行うことにより施設の維持管理に努めている。	4	安全点検についても、引き続き実施していくが、一つ一つの施設により経費を投入することが難しいため。	市の定めた総合警戒に基づき、施設の再編を進めていることから、残すべき施設と閉めるまで維持するだけの施設等のさび分けを行う必要がある。	災害に強い教育施設の整備	子どもたちが1日の大半を過ごす教育・保育施設の耐震化を図るため、非構造部材（外壁、天井材等）の耐震化を推進します。
			教育総務課	3	建築年度の古い校舎等の施設について、国の補助金を活用しながら、順次改修工事や修繕工事を行い学習環境の整備を実施した。	外壁改修工事1件 防球柵設置工事1件 昇降機改修工事1件	4	市内小中学校の校舎や体育館においては一通り完了しているが、昭和50年代に建築された建物が多く、経年劣化により増加している修繕等に対し、適切に対応していく必要がある。また豊中区5小学校を統合し令和8年4月開校に向け新設小学校を建設する。	個別施設計画においても、築40年を過ぎた建物について、多くの劣化度が指摘されており、今後の学校再編を見据えつつ計画的に改修を進める必要がある。		
1-2 教育・保育サービス及び環境の整備	(10)良質な教育環境の整備	良質な学習環境が子どもの学習意欲の向上に寄与することから、必要な施設整備や設備整備に努めます。 また、児童・生徒数が減少傾向にある現状を踏まえ、同世代の多様な考えに触れ、互いに学びあう機会を作り、子どもたちがたくましく育つ環境を整備するために、学校の適正規模・適正配置を推進します。	学校教育課	3	児童生徒の学習のため、必要な消耗品、備品等を整備した。また、国庫補助金活用した学習支援ソフト等を利用し、各学校においてICTを活用しながら授業を行える環境を整えた。	児童生徒の学習にとって必要な備品の購入、施設の修繕を実施している。コロナ対策消耗品等は引き続き各学校において購入を継続している。 ICT関連では、児童生徒にとって最適な学習環境を整えることにより、学習活動をスムーズに進めた。	4	引き続き、子どもたちの学校生活に直接影響がある施設整備については、優先的に取り組んでいきたい。	限られた予算の中で精査しながら必要な施設整備に取り組んでいきたい。	良質な教育環境の整備	良質な学習環境が子どもの学習意欲の向上に寄与することから、必要な施設整備や設備整備に努めます。 また、児童・生徒数が減少傾向にある現状を踏まえ、同世代の多様な考えに触れ、互いに学びあう機会を作り、子どもたちがたくましく育つ環境を整備するために、学校の適正規模・適正配置を推進します。
			教育総務課	3	建築年度の古い校舎等の施設について、国の補助金を活用しながら、順次改修工事や修繕工事を行い学習環境の整備を実施した。	ブルろ過機改修工事2件 屋上防水取工事1件	4	子どもたちが安心・安全に学校生活を送るうえで、施設・設備整備については、優先的に取り組んでいきたい。 また、学校の適正規模・適正配置についても、検討していく。	校務支援システムの更新時期を見据えつつ、時代に合った学習環境の整備をしていく必要がある。 学校の適正規模・適正配置については、豊中区5小学校の統合を令和8年4月開校に向け協議を重ねていく。 また、三豊市教育委員会が策定した「三豊市立学校再編整備基本方針（H23.5月）」から10年が経過したことによる基本方針の見直しを行う。		

目標1：子どもが健やかに育つ環境づくり

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
1-3 経済的な負担の軽減	(1)子育て応援サービス券支給事業	3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの保護者に対し、ファミリー・サポート・センター事業や一時預かり事業等で利用できるサービス券を支給することにより、利用者の負担を軽減し、子育て家庭を支援します。 今後、対象者や対象事業内容の見直しを含めた、子育て家庭が利用しやすい支援に努めます。	子育て支援課	3	コロナ禍(R2年・R3年)は利用者が減少していたが、R4年・R5年は全ての事業で前年度より増加となった。 一方で、利用者数はR5年の目標値を下回っているため、事業の拡充と利用促進の手立てが必要。	乳幼児一時預かり事業での利用が一番多い。 令和6年度4月より、ファミサポの対象年齢に合わせて、12歳から18歳へ引き上げとなった。また、一時預かりでサービス券が利用できる施設が追加された。 【サービス券利用状況】 ・利用者数(R5年度目標値:360人) R1:343人 R2:218人 R3:200人 R4:258人 R5:298人 ・一時預かり利用件数 R1:1054件 R2:663件 R3:549件 R4:793件 R5:859件 ・ファミサポ利用件数 R1:75件 R2:119件 R3:67件 R4:83件 R5:109件 ・ホームヘルプ利用件数 R1:42件 R2:29件 R3:36件 R4:68件 R5:89件	3	育児や家事の負担軽減として利用する利用者の金銭的負担を軽減するためにも今後も継続する必要がある。また、対象事業に対して利用のタイミングがなかった等で券を余らせてしまうことがないように、事業の拡充も検討していく必要があるため。	現在、サービス券が利用できる事業は一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育てホームヘルプ事業に限られているが、今後、その他事業でも利用できるよう制度の拡充も検討していく必要がある。	子育て応援サービス券支給事業	3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの保護者に対し、ファミリー・サポート・センター事業や一時預かり事業等で利用できるサービス券を支給することにより、利用者の負担を軽減し、子育て家庭を支援します。 今後、対象者や対象事業内容の見直しを含めた、子育て家庭が利用しやすい支援に努めます。
1-3 経済的な負担の軽減	(2)子どもが多い家庭への保育料の軽減	認可保育施設を利用しているか認可外保育施設を利用しているかを問わず、就学前第2子の保育料半額、現に扶養する第3子以降の保育料免除を実施します。	保育幼稚園課	4	国の制度や県の補助金制度等を活用しながら、保育料の軽減に努めている。	教育・保育給付認定児童について、就学前の児童が2人以上いる場合は、2番目の児童は半額、現に扶養する第3子以降の保育料を免除している。	4	子どもが多い家庭に対して、保育料の経済的負担が大きいと考えられるため、継続が必要である。	今後も、国の制度や県の補助金制度を活用しながら、子どもが多い家庭に対して、保育料の軽減を図っていく必要がある。	子どもが多い家庭への保育料の軽減	認可保育施設を利用しているか認可外保育施設を利用しているかを問わず、就学前第2子の保育料半額、現に扶養する第3子以降の保育料免除を実施します。
1-3 経済的な負担の軽減	(3)児童手当支給事業	子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、安定した児童養育ができるよう、手当の適正支給に努めます。	子育て支援課	3	児童手当は児童手当法に則った全国民を対象とした単一制度であり、支給要件、給付内容等も法の規定の下行われている。 対象者の確認も日々行っており、周知も遺漏なく図られているため。	・3歳未満児:15,000円/月 ・3歳以上児:10,000円/月(第1子、第2子:10,000/月、第3子以降:15,000円/月) ・中学生:10,000円/月 ※令和5年度 対象児童総数 71,701人 支給額 794,175,000円	3	大幅な制度改正があり、改正内容に応じた対応をしていく必要がある。	受給資格者及び受給者に申請や届出漏れがないよう周知していく。 また、マイナンバーを使った電子申請についても普及に努めたい。	児童手当支給事業	子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、安定した児童養育ができるよう、手当の適正支給に努めます。
1-3 経済的な負担の軽減	(4)保育料・給食費等の負担軽減	幼児教育・保育の無償化開始にあわせて、保育所・幼稚園等を利用する3～5歳児の預かり保育料や給食費(主食費・副食費)を、国の無償化上限を超える部分も無償化します。また、第1子から、子育ての経済的負担軽減を実感できるよう、0～2歳児の保育料も、国基準額からの軽減を実施します。	保育幼稚園課	3	国の幼児教育・保育の無償化に合わせて、市独自の給食費無償化(3～5歳児)を継続的に実施するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与した。	令和4年度に引き続き、公立幼稚園の預かり保育料無償、保育施設・幼稚園の3歳児以上給食費無償を実施している。 国の無償化対象外の0～2歳児についても、国基準保育料額より軽減している。	4	国の幼児教育・保育の制度に適切に対応するとともに、引き続き子育て世代の経済的安定を図っていく。	国・県制度改正等をふまえて、市独自事業の見直しを図っていく必要がある。	保育料・給食費等の負担軽減	幼児教育・保育の無償化開始にあわせて、保育所・幼稚園等を利用する3～5歳児の預かり保育料や給食費(主食費・副食費)を、国の無償化上限を超える部分も無償化します。また、第1子から、子育ての経済的負担軽減を実感できるよう、0～2歳児の保育料も、国基準額からの軽減を実施します。
			学校給食課	4	令和元年10月より市内幼稚園児の給食費はすべて無償としている。 令和2年度からは長期休業中の預かり給食も無償としている。	学校給食に要する経費について、保護者負担は全くない。	4	無償化を継続することで、保護者負担を軽減し、安心して子育てを続けられる環境を続けていく。	今後も引き続き無償化を継続することで、保護者負担を軽減し、安心して子育てを続けられる環境を続けていく。		

目標1：子どもが健やかに育つ環境づくり

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
1-4 家庭と地域の教育力の向上	(1)家庭教育への支援の充実	社会生活の基礎となる家庭の役割や重要性を学習し、家庭での教育力を高めるため、幼稚園、小学校、中学校での家庭教育学級を継続して開設したり、保育施設・幼稚園等で保護者参加の行事を設けたりする等、地域・家庭における教育力を高める機会の充実に努めます。	保育幼稚園課	4	保育参観・一日先生体験を通じ、保護者が子どもとかかわる楽しさを味わえるように、絵本の読み聞かせ・行事の手伝い等ができる場を提供している。	各保育所・こども園の計画に沿って実施できている。 国・県からの「子育て情報」は、園・所だより等で発信している。	4	孤立する家庭が増加し、子育てに関する知識や技術の継承が難しくなっている。幼稚園や保育施設で行う、保護者が参加する行事は、家庭の教育力を高めるのに大切な役割を担っている。	仕事等で、参加しにくい保護者への配慮や、子育てに関心が薄い保護者への啓発が必要である。	家庭教育への支援の充実	社会生活の基礎となる家庭の役割や重要性を学習し、家庭での教育力を高めるため、幼稚園、小学校、中学校での家庭教育学級を継続して開設したり、保育施設・幼稚園等で保護者参加の行事を設けたりする等、地域・家庭における教育力を高める機会の充実に努めます。
			学校教育課 生涯学習課	3	令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の影響で十分な活動ができなかった。令和5年度からは新型コロナウイルス感染症が第5類に移行され制限なく事業を実施することができたため。	市内13幼稚園・4小学校が家庭教育学級を開設した。 実施回数：68回 参加者数：4, 549人 下高瀬小学校が「生活リズムでパワーアップ事業」(県教委委託事業)の指定校となり、児童だけでなく保護者啓発も行った。	4	市内13幼稚園を中心に、継続的かつ計画的に家庭教育学級の取り組みが進められている。 大見小学校と財田小学校が「生活リズムでパワーアップ事業」(県教委委託事業)の指定校となっている。	小・中学校において、積極的に家庭教育学級を開設するように働きかける。		
1-4 家庭と地域の教育力の向上	(2)スポーツ・レクリエーションの環境づくり	スポーツを通じた交流による新しい地域コミュニティづくりや、創作活動等を通じた世代間交流を図るため、スポーツ推進委員事業、各子ども会事業、公民館事業等で、各種スポーツ教室や創作活動、野外活動等を実施します。	生涯学習課	3	令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の影響で十分な活動ができなかった。令和5年度からは新型コロナウイルス感染症が第5類に移行され制限なく事業を実施することができたため。	市内4・5歳児とその保護者を対象としたみとよkidsスタジオをはじめ、市内公民館にて親子向けの講座を開講した。 みとよkidsスタジオ 開催数：11回 参加者数：371人	4	みとよkidsスタジオは、募集定員にすぐに達するなど人気の高い講座である。講座には両親での参加も多く、同世代の子ども、親たちが集うコミュニティとなっている。	申込方法の改善と講座運営スタッフの充実が課題である。	スポーツ・レクリエーションの環境づくり	スポーツを通じた交流による新しい地域コミュニティづくりや、創作活動等を通じた世代間交流を図るため、スポーツ推進委員事業、各子ども会事業、公民館事業等で、各種スポーツ教室や創作活動、野外活動等を実施します。
			スポーツ振興課	3	令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の影響で十分な活動ができなかった。令和5年度からは新型コロナウイルス感染症が第5類に移行され制限なく事業を実施することができたため。	【スポーツ推進委員会】 子ども広場 R2：1回、R3：1回、R4：3回、R5：3回 スポーツイベント R2：0回、R3：2回、R4：1回、R5：1回 スポーツ教室 R2：0回、R3：4回、R4：1回、R5：1回	4	新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことから、コロナ前の状態に戻るように、感染対策等を十分に実施したうえで、各種イベントや教室を実施していく。	新型コロナウイルス感染症対策を十分に実施し、子どもたちが安全かつ安心して参加できるイベント・教室等を企画し実施していく必要がある。		
1-4 家庭と地域の教育力の向上	(3)地域連携の教育支援	公民館を核とした地域が、放課後や週末等に子どもが安心して活動できる場を確保し、子どもの成長を支援する放課後子ども教室推進事業に取り組みます。 また、学校週5日制の実施下で、学校・家庭・地域が連携して、土曜日の有意義な学びの場を実現できるよう取り組みます。	生涯学習課	3	令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の影響で十分な活動ができなかった。令和5年度からは新型コロナウイルス感染症が第5類に移行され制限なく事業を実施することができたため。	放課後子ども教室 開催数：18回 参加者数：357人	3	本事業は、文部科学省の進める地域学校協働活動推進事業の一環でもある。子どもたち、保護者にとっては土曜日の時間を有意義に過ごすことができ、また地域にとっては、地元の伝統文化を継承できる機会となっている。子どもが安心して活動できる場の1つといえるが1校区のみでの実施となっているため。	他市町でも様々なプログラムが実施されており、事業内容について適宜見直しを図る。放課後児童クラブと連携しながら教室を増やしていきたい。	地域連携の教育支援	公民館を核とした地域が、放課後や週末等に子どもが安心して活動できる場を確保し、子どもの成長を支援する放課後子ども教室推進事業に取り組みます。 また、学校週5日制の実施下で、学校・家庭・地域が連携して、土曜日の有意義な学びの場を実現できるよう取り組みます。
1-4 家庭と地域の教育力の向上	(4)祖父母の子育て力への支援	子育てに祖父母世代の支援は不可欠です。子育てニーズの現状理解のための啓発活動に努めます。	子育て支援課	3	令和2年に三豊市すこやか子ども基金事業を活用し、孫育てガイドブック「まごぼん」、「孫育て思いやりステッカー」、「孫育て思いやり宣言カード」を制作。啓発活動を行った。	「まごぼん」、「孫育て思いやりステッカー」「孫育て思いやり宣言カード」の作成部数分についてはすべて配布した。	1	検討の結果、一定の啓発活動が実施できたため、今期で事業を完了する。			

目標1:子どもが健やかに育つ環境づくり

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
1-5 ネット・ゲーム依存対策の推進	(1)未然防止のための正しい知識の普及啓発	児童・生徒や保護者に対して、ネット・ゲーム依存についての正しい知識の周知や予防啓発に取り組んでいます。 また、乳幼児期の子育てにおいても、スマートフォンに頼りすぎない育児や子どもとの向き合い方の提言等を行いながら、適正な利用ができるよう保護者に対して理解を促していきます。	福祉課 子育て支援課	3	乳幼児に対しては、乳児全戸訪問・乳幼児健診で、保護者に電子メディアの影響やスマートフォンに頼りすぎない育児や子どもとの向き合い方についての内容を、月齢や年齢に応じたリーフレット等の媒体を用いて周知や予防啓発に取り組んだ。	令和5年度 乳児全戸訪問…275人 4か月健診…274人 10か月児相談…295人 1歳6か月児健診…306人 3歳児健診…346人 講演会「こどもの心と依存症」…139人参加	3	スマホ等電子メディアの子どもの成長への影響を知り、利用時間等の適切な利用について繰り返し伝え続ける必要がある。	周知啓発は、成長段階に応じて伝える内容を変更しながら行なっていく必要がある。	未然防止のための正しい知識の普及啓発	児童・生徒や保護者に対して、ネット・ゲーム依存についての正しい知識の周知や予防啓発に取り組んでいます。 また、乳幼児期の子育てにおいても、スマートフォンに頼りすぎない育児や子どもとの向き合い方の提言等を行いながら、適正な利用ができるよう保護者に対して理解を促していきます。
			学校教育課	3	児童生徒については、道徳の授業や全校集会の機会を活用したり、長期休暇前には県の啓発資料を活用したりして、ネット・ゲーム依存についての正しい知識や予防啓発に取り組んでいる。保護者の啓発についても、期末懇談会等などで資料を配布したり、児童生徒と約束事を考える機会を作った。	道徳の授業や全校集会を活用し、ネット・ゲーム依存の恐ろしさや対策について指導を行い、児童生徒が自分自身の生活習慣を見直す機会を設けた。また、夏季休業前には、県の資料を活用し、ネット・ゲームのルールを自分で決めたり、親子で話し合ったりした。	4	児童生徒自らがネット・ゲーム利用のルールを守り、正しく利用していただけるよう継続して指導していくとともに、情報モラル教育・デジタルシティズンシップ教育の充実を図る。	児童生徒だけでなく、保護者への啓発を一層推進していく必要がある。県の啓発資料とあわせて、外部機関のネット教室等を活用していく。		
1-5 ネット・ゲーム依存対策の推進	(2)早期対応のための関係機関との連携	ネット・ゲーム依存の相談・支援の取り組みとして、専門機関と連携を図り、早期対応ができる体制を整備していきます。	子育て支援課 福祉課	3	困り事の相談の中でネット・ゲームの過剰利用の状況があるケースは多く、専門的な支援が必要と判断したケースについては、専門機関へつなぐよう連携を図っている。	児童相談や「なないろ」での相談の中で、ネットやゲームの過剰利用による生活リズムの乱れが困り事として出てくるケースがある場合、保護者の相談にのっている。専門的な支援が必要と判断したケースについては、関係機関と連携をとったり、専門機関へつなげられるよう連携を図っている。	3	親が気長く子どもと向き合い、家族で課題解決に取り組めるよう家族が必要である。	関係機関との連携と家族と子どもに伴走支援の継続が必要。	早期対応のための関係機関との連携	ネット・ゲーム依存の相談・支援の取り組みとして、専門機関と連携を図り、早期対応ができる体制を整備していきます。
1-6 心と体の成長のための有害環境等対策	(1)喫煙防止対策の推進	受動喫煙防止対策として、健康教育、ポスター掲示や看板設置推奨を行い、マナーからルールへ市民全体の意識向上に向けて普及啓発を実施します。(公的機関、市内公園、各種商業施設等) 未成年者の喫煙防止のため、学校、地域、関係機関・団体等と連携して、街頭補導の強化や広報啓発活動を推進します。	健康課	3	ポスターの掲示やチラシの配布など、おおむね予定していた普及啓発活動が実施できた。	・ポスターを、本庁、各支所、保健センター等に掲示。 ・集団検診での受動喫煙に関するチラシ配布。 ・広報誌による広報活動(禁煙週間・受動喫煙・COPDについて周知)。 ・ホームページに受動喫煙防止・禁煙について掲載。	4	禁煙や受動喫煙防止するためには、喫煙者の配慮はもちろん、非喫煙者が受動喫煙をしないための行動をとることも重要。受動喫煙に関する正しい知識をもってもらうために、継続的な普及啓発が必要である。	若年層へのさらなる普及啓発に向けて、情報発信方法を検討したり、正しい知識をもてるよう継続的な普及啓発ができるよう方法について検討が必要。	喫煙防止対策の推進	受動喫煙防止対策として、健康教育、ポスター掲示を行い、マナーからルールへ市民全体の意識向上に向けて普及啓発を実施します。(公的機関、市内公園、各種商業施設等) 未成年者の喫煙防止のため、学校、地域、関係機関・団体等と連携して、街頭補導の強化や広報啓発活動を推進します。
			学校教育課	2	各学校において、保健体育科の授業で喫煙についての害について学習しているが、ゲストティーチャー等を招いての授業等、関係機関との連携が十分取れなかった。	関係機関との連携が取れない場合でも、養護教諭と連携し、喫煙の害や未成年の喫煙防止について学習している。	4	授業を確実に実施し、児童生徒自身の心と体の健康についての意識向上を図る。	医師や外部機関の専門家をゲストティーチャーとして招き、専門的な立場からの指導もしていく。		
			少年育成センター	4	JR6駅(詫間、みの、高瀬、比地大、本山、財田)と仁尾町のバス停で早朝、会員とセンター職員がたすきを付けて、登校する高校生を対象に青少年の喫煙防止を訴えることができた。 補導活動においても、二十歳未満の喫煙者への指導を徹底している。	毎年少年を守る会の会員による「二十歳未満の喫煙防止啓発キャンペーン」を実施している。また、合間の時間を有効に使うて清掃や除草作業も行っている。また、神社仏閣、各商業施設内とその周辺、公園等の補導を強化し、二十歳未満の喫煙者の指導の徹底を図っている。	4	キャンペーン自体は会員が意欲的に取り組み、啓発等、成果をあげている。しかし、地区によって会員数にばらつきがあり(2人～7人)、実施場所によっても呼び掛ける生徒数が異なり(15人～200人)、実施計画の見直しが必要。 大型商業施設の周辺や特定の公園で二十歳未満の喫煙者が増加している。一層の喫煙防止対策が必要である。	「二十歳未満の喫煙防止啓発キャンペーン」のさらに効果的な取り組みが必要である。他の関係機関との合同キャンペーンも必要ではないかと考える。		

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
1-6 心と体の成長のための有害環境等対策	(2)薬物乱用防止対策の推進	近年、国内では中学生の間で薬物乱用に対する警戒心や抵抗感が薄れつつあるため、県西讃保健所・三豊警察署・薬剤師会・ライオンズクラブ・学校等の関係機関と連携し、キャンペーンやイベントでの正しい知識の普及啓発活動を行い、薬物乱用防止に努めます。	健康課	3	香川県西讃保健所・三豊警察署・三豊市少年育成センター・薬剤師会・ライオンズクラブ・学校等の関係機関・団体と協力して麻薬・覚醒剤・シンナー等の薬物乱用問題に関する知識の普及、啓発に取り組んでいる。	・三豊市薬物乱用防止高瀬駅前キャンペーンにて、JR高瀬駅を利用する通勤・通学客を対象に学生、対策委員等が啓発資材の配布した。 ・市内において住民等から大麻・ケシが生育しているとの情報が寄せられた場合、香川県西讃保健所と連携し、抜去・処分作業を実施。昨年、抜去した場所の見回り等実施。	4	SNS等では、「大麻は害が少ない」といった誤った情報が拡散しており、薬物乱用に対する警戒心や抵抗感が薄れつつある。また、SNSを通して簡単にアクセスでき大麻が購入できる事例も発生している。継続的に正しい知識の普及啓発活動を行う必要がある。	ここ数年、大麻の検挙者数が急激に増加しており、令和5年の大麻事犯検挙者数は、過去最多を更新している。また、それに加え10代から20代の間ではオーバードーズの急増も社会問題となっている。特に、若年者の大麻乱用防止が喫緊の課題となっている。	薬物乱用防止対策の推進	近年、国内では中学生の間で薬物乱用に対する警戒心や抵抗感が薄れつつあるため、県西讃保健所・三豊警察署・薬剤師会・ライオンズクラブ・学校等の関係機関と連携し、キャンペーンやイベントでの正しい知識の普及啓発活動を行い、薬物乱用防止に努めます。
			学校教育課	3	各学校において、保健体育課の授業で薬物乱用防止の指導を行った。また、中学校を中心に、ゲストティーチャーを招き、より専門的な知識を学び、生徒の意識を高めた。	各学校において、養護教諭と連携を図ったり、ゲストティーチャーを招き、授業を行ったりしている。	4	児童生徒の心と体の健康についての意識向上を図るために、授業を確実に実施する。	外部機関の専門家を積極的に活用できるよう、関係機関と連携していく。		
			少年育成センター	4	毎月、中学・高校(観一、観総合含む)の生徒指導及び、三豊警察署補導職員の出席の下、常駐補導員研修会を開催し、三豊市内の青少年達の現状と問題点等について情報交換している。その際、薬物乱用に関する情報はないものの三豊市少年育成センター独自で三豊市内における薬物(大麻草)に関する情報を入手し、三豊市内の薬物乱用実態等について、継続調査を行い、警察・保健所等関係機関と連携を図ると共に街頭活動の強化を推進、青少年及び市民への広報啓発活動をさらに広げ薬物乱用事案等の未然防止を図った。	過去に大麻草を栽培・所持し、吸引した少年を割り出し、同少年に対して定期的な少年からの相談を受け、警察と連携しながら再犯防止に努めると共に、さらなる情報収集等を行い、三豊市内での薬物事犯の実態解明に努めた。	3	薬物(大麻草)吸引・所持の前歴を持つ少年との定期的な面談を通じて、三豊市内の薬物乱用実態等の把握と上記少年に対する再犯防止に全力で努めている。	今後においても、警察・学校・保健所等関係機関との情報交換の場を作り、各種会議や研修会に積極的に参加し、薬物乱用実態の把握に努めると共に、三豊市内の青少年達から薬物(覚せい剤・大麻等)を排除する各種予防活動を推進しなければならない。		
1-6 心と体の成長のための有害環境等対策	(3)有害環境対策の推進	多様化している有害環境・情報に対応するため、街頭補導やパトロールによる有害環境の把握や子どもたちへの指導・声掛け、白ポストによる有害図書等の定期的回収を行います。	少年育成センター 学校教育課	4	会員の研修に関しては、総会後に開催した。広報活動は11月の補導活動、各種キャンペーン等は従来通り開催した。ネットトラブルは、子供たちにとって身近な問題であり、SNS等における被害状況や青少年の実情について次年度も実態や問題点を聞きたいなどといった会員からの実施要望が多かった。	現状はインターネット上からほとんどの有害情報が収集できるため、白ポストでの回収量は減っているが、毎月回収と処理する量はいまだにかなりある。ここ最近では、ビデオ・DVDが有害図書の数を2倍以上上回っており、経過を見守りたい。また、ここ6年間は人為的なポストの錠の破損等は起こっていない。	4	白ポストによる有害図書・有害DVD等の回収と処理は、各地区とも計画的に実施している。	環境浄化活動の一環として白ポストでの有害図書・有害DVD等の回収や処理は継続していきたい。しかし、回収量が少ない地区については、ポストの設置場所を変更するなど検討する余地がある。	有害環境対策の推進	多様化している有害環境・情報に対応するため、街頭補導やパトロールによる有害環境の把握や子どもたちへの指導・声掛け、白ポストによる有害図書等の定期的回収を行います。

目標2:様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取組の推進

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
2-1 児童虐待防止対策の充実	(1)子どもの安全確保の優先と迅速な対応	近年児童虐待相談件数は増加しており、緊急対応やより高度な専門的知識が必要なケースが増えています。 市で相談・通告を受けたケースのうち、緊急危険度が高いと判断される場合や子どもの保護が必要とされる場合は、県西部子ども相談センター等と協議し対応するとともに、必要に応じて当該センターと同行訪問し、安全確認等を行っています。 また、虐待の初期対応においては、関係機関から成る三豊市児童対策協議会で情報交換や対応の協議を行っています。	子育て支援課	4	相談対応や支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年4月に設置し、子どもとその家庭を対象に、実情の把握、専門的な相談対応や必要な調査、継続的な支援を行っている。令和5年4月～保健師1名を配置し、子ども家庭支援員、児童家庭女性相談員とともに専門的な知識と的確な判断による対応強化を図っている。	三豊市児童相談対応総件数 R3:183件、R4:181件 R5:201件、うち、児童虐待相談件数 R3:103件、R4:108件 R5:99件、 R5児童虐待進行管理件数 99件(新規17件、継続59件) 虐待の初期対応において、市での対応件数が増加	3	三豊市における虐待相談件数は令和2年度以降年間100件を推移しており、緊急対応や高度な専門知識が必要なケースも増加している。また児相から事案送致され、市で対応する案件も近年増加しており、専門的知識や豊富な経験を持った職員の対応する能力の向上も求められている。	令和6年度に「こども家庭センター」を設置したので、これまで以上に母子保健、就学後との連携を強化し、問題を抱える家庭の早期発見、および適切な支援を一体化して行う。また、児童対策協議会の関係機関等と引き続き役割を明確化し連携を図っていく必要がある。	子どもの安全確保の優先と迅速な対応	近年児童虐待相談件数は増加しており、緊急対応やより高度な専門的知識が必要なケースが増えています。 市で相談・通告を受けたケースのうち、緊急危険度が高いと判断される場合や子どもの保護が必要とされる場合は、県西部子ども相談センター等と協議し対応するとともに、必要に応じて当該センターと同行訪問し、安全確認等を行っています。 また、虐待の初期対応においては、関係機関から成る三豊市児童対策協議会で情報交換や対応の協議を行っています。
2-1 児童虐待防止対策の充実	(2)組織的な対応及び関係機関の連携	児童虐待等の問題を抱える子どもや家庭からの相談に応じ、適切な対応をするため、児童家庭相談員を配置し、相談体制を整備しています。今後は、子ども家庭総合支援拠点設置へ向けて、さらなる体制の充実・強化を図っていきます。 また、関係機関との連携については、三豊市児童対策協議会において、県西部子ども相談センターのほか、市教育委員会・三豊警察署等の関係機関と連携し、情報交換や支援方法の協議等を行っています。特に、自らSOSを出すことができない保護者・乳幼児については、子育て世代包括支援センター内で密に情報共有を行い、問題の早期発見・早期対応のため、きめ細やかな予防的介入ができる体制をとっています。今後も実務者会議や個別ケース検討会議等協議体制の充実を図るとともに、関係機関が相互に日常的な連携がとれる体制づくりを整えていきます。	子育て支援課	4	今年度から、「子育て包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を1つのグループ体制とし、一体的な組織として相談支援を実施している。保健師、子ども家庭支援員、児童家庭・女性相談員と共に、市児童対策協議会で進行管理をしているケースを中心に、児童や保護者への支援・見守りを行っている。相談体制として児童相談ダイヤルを設け、相談や通報などに対して、それぞれのケースに即した対応を行っている。通報を受けた場合、初動対応を行い、西部子ども相談センターへ連絡するなど、関係機関との役割分担を意識し、スムーズな連携、連絡を心がけている。	「子ども家庭総合支援拠点」に保健師1名を増員し、、子ども家庭支援員、児童家庭女性相談員とともに専門的な知識と的確な判断による対応強化を図っている。相談、支援に際し関係各機関との連携は不可欠であり、市児童対策協議会において、西部子ども相談センターをはじめ、市教育委員会、三豊警察署等の関係機関と連携し、情報交換や支援方法等の協議などを行っている。 市児童対策協議会では、代表者会議のほか、年3回の実務者会議、随時開催している個別ケース会議等の実務者レベルでの協議を行い、関係機関との日常的な連携が可能な体制づくりを構築している。 市児童対策協議会 ①代表者会議 年1回(5月)開催 ②実務者会議 年3回(7月、11月、2月)開催(児童虐待対応として進行管理しているケースの情報提供、今後の進行について協議) ③個別ケース会議 随時開催(進行管理しているケースについて必要に応じ、実務担当者レベルで開催し、情報共有・支援方法を協議等)R5年度:75回開催	3	増加傾向にある児童虐待の対応については、長期にわたる支援や困難事例への対応など、今後も支援体制の強化が求められる。県西部子ども相談センターからの事案送致や指導委託措置など、市における支援に求められるところは大きい。「こども家庭センター」職員の、スキルアップや対応力の向上を図り、関係機関と連携し効果的な取り組みや支援に繋げていく。	令和6年度に「こども家庭センター」を設置したので、母子保健と児童福祉が一体的な組織として、関係機関の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応を行っていく。関係機関との調整を図り、より効果的な支援が行える体制を構築できるよう努めます。	組織的な対応及び関係機関の連携	児童虐待等の問題を抱える子どもや家庭からの相談に応じ、適切な対応をするため、児童家庭相談員を配置し、相談体制を整備しています。今後は、子ども家庭総合支援拠点設置へ向けて、さらなる体制の充実・強化を図っていきます。 また、関係機関との連携については、三豊市児童対策協議会において、県西部子ども相談センターのほか、市教育委員会・三豊警察署等の関係機関と連携し、情報交換や支援方法の協議等を行っています。特に、自らSOSを出すことができない保護者・乳幼児については、こども家庭センター内で密に情報共有を行い、問題の早期発見・早期対応のため、きめ細やかな予防的介入ができる体制をとっています。今後も実務者会議や個別ケース検討会議等協議体制の充実を図るとともに、関係機関が相互に日常的な連携がとれる体制づくりを整えていきます。
2-1 児童虐待防止対策の充実	(3)啓発活動の充実	児童虐待防止に加え、しつけと称した体罰や暴言、DV(ドメスティックバイオレンス)が子どもに及ぼす影響等について、広報啓発に取り組みます。 また、相談窓口や全国児童相談所共通ダイヤル「189(いちばやく)」等の周知により、相談や支援につながる体制づくりを図っていきます。	子育て支援課	4	今年度から、「子育て包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を1つのグループ体制とし、一体的な組織として相談支援を実施している。保健師、子ども家庭支援員、児童家庭・女性相談員と共に、市児童対策協議会で進行管理をしているケースを中心に、児童や保護者への支援・見守りを行っている。相談体制として児童相談ダイヤルを設け、相談や通報などに対して、それぞれのケースに即した対応を行っている。通報を受けた場合、初動対応を行い、西部子ども相談センターへ連絡するなど、関係機関との役割分担を意識し、スムーズな連携、連絡を心がけている。	「子ども家庭総合支援拠点」に保健師1名を増員し、、子ども家庭支援員、児童家庭女性相談員とともに専門的な知識と的確な判断による対応強化を図っている。相談、支援に際し関係各機関との連携は不可欠であり、市児童対策協議会において、西部子ども相談センターをはじめ、市教育委員会、三豊警察署等の関係機関と連携し、情報交換や支援方法等の協議などを行っている。 市児童対策協議会では、代表者会議のほか、年3回の実務者会議、随時開催している個別ケース会議等の実務者レベルでの協議を行い、関係機関との日常的な連携が可能な体制づくりを構築している。 市児童対策協議会 ①代表者会議 年1回(5月)開催 ②実務者会議 年3回(7月、11月、2月)開催(児童虐待対応として進行管理しているケースの情報提供、今後の進行について協議) ③個別ケース会議 随時開催(進行管理しているケースについて必要に応じ、実務担当者レベルで開催し、情報共有・支援方法を協議等)R5年度:75回開催	3	増加傾向にある児童虐待の対応については、長期にわたる支援や困難事例への対応など、今後も支援体制の強化が求められる。県西部子ども相談センターからの事案送致や指導委託措置など、市における支援に求められるところは大きい。「こども家庭センター」の令和6年度の設置へ向け、スキルアップや対応力の向上を図り、関係機関と連携し効果的な取り組みや支援に繋げていく。	令和6年度に「こども家庭センター」を設置したので、母子保健と児童福祉が一体的な組織として、関係機関の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応を行っていく。関係機関との調整を図り、より効果的な支援が行える体制を構築できるよう努めます。	啓発活動の充実	児童虐待防止に加え、しつけと称した体罰や暴言、DV(ドメスティックバイオレンス)が子どもに及ぼす影響等について、広報啓発に取り組みます。 また、相談窓口や全国児童相談所共通ダイヤル「189(いちばやく)」等の周知により、相談や支援につながる体制づくりを図っていきます。

目標2:様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取組の推進

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
2-2 非行防止対策等の推進	(1)非行防止対策の推進	少年の健全育成を図るため、地域や警察等の関係機関・団体と連携し、非行防止・啓発・広報を行うとともに、毎日の街頭補導やパトロールの実施に努めます。	少年育成センター	4	①SNS等スマホ利用によるいじめや中傷等が増加傾向にあり、今後スマホ利用の在り方についての指導・教養が必要である。 ②全果的にも問題になっている補導員の高齢化が顕著に見られることから、各地区補導員の増員及び、若返りが急務である。 ③発達障害児童生徒等による対教師暴力事案が時々発生していることから、学校教育関係に加え、医療関係機関等との連携が重要かつ必要であり今後における防止対策等を講じる必要がある。 ④三豊・観音寺市内の児童・生徒を中心に溜まり場となっている「ゆめタウン三豊店」に対するパトロール活動を強化し、各種非行事案等の防止活動が必要となっている。	①薄暮補導を中心とした各種補導活動(R5年度687回)を実施した。 ②常駐補導員研修会、三観中学生徒指導委員会等(R5年度9回)で学校・警察補導担当者等との情報交換会も適宜実施した。 ③未成年者喫煙防止キャンペーンと夏の青少年非行・被害防止県民活動期間中、広報活動及び万引き防止・特殊詐欺防止キャンペーンを実施した。 ④少年を守る会による、子ども・若者育成支援強調月間中の補導活動を11月の1か月間実施した。 ⑤少年相談活動(R5年度113件)を実施した。 ⑥有害環境浄化活動で白ボストの有害図書(R5年度327冊)及び有害ビデオ・DVD(R5年度1056個)計1383個を回収した。 ⑦補導員の若返りのため、PTAの補導員から引き続き育成センター補導員を委嘱した。また、50歳前後の補導員確保のために各関係機関の関係者に募集を依頼した。	4	それぞれの関係機関と緊密に連携・協働活動を積極的に推進し、非行防止対策として、補導活動・相談活動・環境浄化活動を重点に実施した。しかし、少年非行(補導数)は増加しつつある。また、SNS等を活用した新たな非行等が潜在的に発生しており、さらに、警察・学校・家庭・地域等との連携化と情報の共有を図り青少年の非行防止(抑止)対策がさらに必要かつ重要である。	各関係機関と緊密に連携し、各種の非行防止対策活動の推進がさらに必要である。少年非行は増加傾向にあり、スマホ等の利用による陰湿ないじめや誹謗中傷行為が増加するなど新たな形態の非行が見られ、今後においては、これらの非行行為に対して迅速・的確な対応が必要不可欠であることから、更に学校・警察・他の少年育成センター等関係機関との情報交換を強力に推進し各種防止対策に取り組んでいく。 また、令和4年度から各地区補導員会独自の薄暮補導を試行している。児童・生徒等の下校時間に合わせて実施し、子どもたちの安全・安心な見守り活動をさらに推進していく。	(1)非行防止対策の推進	少年の健全育成を図るため、地域や警察等の関係機関・団体と連携し、非行防止・啓発・広報を行うとともに、毎日の街頭補導やパトロールの実施に努めます。
2-3 ひとり親家庭等への自立支援の推進	(1)ひとり親家庭の子育て支援	年々ひとり親家庭等が増加する中、ひとり親家庭等における子育てと生計の二重の負担を軽減することが求められています。 保育の必要性の認定における考慮や、みとよファミリー・サポート・センターの援助活動利用料の一部補助等を実施します。 また、ひとり親家庭等への支援について、今後も市広報やホームページ、郵送等での周知を図っていきます。	子育て支援課	4	児童扶養手当の現況届は、現状把握とともにひとり親の悩みや相談をうける大切な機会である。令和3年度は夜間受付の実施日を2日間から5日間へ増加し、ひとり親の利便を図った。 各種研修に参加し、自立支援員の資質向上を図った。 ファミリーサポートセンター事業を利用したひとり親家庭等に利用料の一部補助を行った。	就業・自立に向けた総合的な支援として、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費の確保」、「経済的支援」の4本柱による施策を推進しており、母子父子自立支援員を配置し各種事業を実施している。ひとり親家庭それぞれの課題に対し、適切な支援メニューを提供できるよう、相談の強化を図るとともに、相談員の資質向上が求められている。ひとり親家庭は増加傾向にあり、子どもの貧困問題が取り上げられる中で、ひとり親家庭の子どもが特にその率が高く深刻な状況となっている。 また、親への支援と合わせ、子どもへの支援も考えていく必要があるため、子育て世代包括支援センター「ないろ」と連携し、相談活動の強化に取り組んだ。	4	ひとり親になるという生活面での変化等により、精神的に負担を抱えていることに加え、子育てをしながら安定した収入を得るための仕事に就くことの難しさも踏まえ、他の行政機関、担当者等との連携をはかりながら就業支援、相談活動を実施していく。 引き続き、ひとり親家庭等の子育て支援のため、ファミリー・サポート・センター事業の利用料補助を行っていく。	児童扶養手当受給者の所得から、ひとり親世帯の所得がたいへん低いことが示されている。自立に向けた就労支援を強化する必要がある。また、親への支援と合わせ、子どもへの支援も考えていく必要があるため、子育て世代包括支援センター「ないろ」と連携し、相談活動の強化に取り組む。	ひとり親家庭の子育て支援	年々ひとり親家庭等が増加する中、ひとり親家庭等における子育てと生計の二重の負担を軽減することが求められています。 保育の必要性の認定における考慮や、みとよファミリー・サポート・センターの援助活動利用料の一部補助等を実施します。 また、ひとり親家庭等への支援について、今後も市広報やホームページ、郵送等での周知を図っていきます。
2-3 ひとり親家庭等への自立支援の推進	(2)サポート体制の充実	年々増加傾向にあるひとり親家庭の就労関係相談について、母子・父子自立支援員による母子・父子自立支援プログラム策定事業を行い、ハローワークとの連携による個々のニーズ等に応じた就労支援に繋ぐことで、精神的な安らぎや自立への解決策が見いだせるよう支援します。 また、三豊市母子福祉連合会での研修会やしおりの作成等、ひとり親家庭等への情報提供に努めます。	子育て支援課	3	ひとり親家庭の所得状況は、無職及び低所得者と考えられる児童扶養手当全部支給者が受給者全体の約4割を占めている。養育費受給者は約2割にとどまり、十分な収入を得ることが困難な状況が多いことが考えられる。 このことから、ひとり親家庭の自立を図るため、無職及び低所得者に対して就労支援を実施し、個々の状況に合わせて、就労に優位になる技術を身に付けるための通信教育や専門学校への通学、資格取得のための修業等の情報提供や給付金・貸付などの制度を周知していく。	母子・父子自立支援相談員を配置し、各種機関と連携しながらひとり親のサポートを実施した。	4	母子・父子自立支援員は各種研修を受講し、相談員としての資質向上を図った。 ハローワーク等各種機関と連携し、ひとり親の就労をサポートした。	母子・父子自立支援員は、個々の実情に応じたきめ細やかな支援が提供できるよう体制の充実が求められている。	サポート体制の充実	年々増加傾向にあるひとり親家庭の就労関係相談について、母子・父子自立支援員による母子・父子自立支援プログラム策定事業を行い、ハローワークとの連携による個々のニーズ等に応じた就労支援に繋ぐことで、精神的な安らぎや自立への解決策が見いだせるよう支援します。 また、三豊市母子福祉連合会での研修会やしおりの作成等、ひとり親家庭等への情報提供に努めます。
2-3 ひとり親家庭等への自立支援の推進	(3)ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の健康保持と生活の安定に寄与するため、医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の福祉向上を図ります。	健康課	3	県内の医療機関での医療費が現物給付という利便性のもと、ひとり親家庭等の福祉の向上を図ることができている。	医療費助成対象者と医療費助成総額 令和2年度 1,507人 49,335,118円 令和3年度 1,504人 49,582,766円 令和4年度 1,415人 47,354,647円 令和5年度 1,247人 53,649,219円	4	ひとり親家庭等について、医療費の一部を支給することにより、ひとり親及びその児童等の健康の保持及び増進並びにその安定に寄与し、もってひとり親家庭等の福祉の向上を図るために、事業を継続させることが必要である。	医療費無償化や県内医療機関の現物給付化に伴い、多受診による医療費の増加が危惧される。	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の健康保持と生活の安定に寄与するため、医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の福祉向上を図ります。

目標2:様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取組の推進

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
2-3 ひとり親家庭等への自立支援の推進	(4)児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、手当の適正支給に努めます。	子育て支援課	3	各種手続き(認定請求や住所変更など)の際、公簿の確認や聞き取りを行い、手当の適正受給に努めています。また、8月に行う現況届の際には、支給要件の確認と共に、困り事や相談したい事を聞き取りし、内容に応じて各相談員・機関へ繋いでいます。	児童扶養手当支給対象者数及び支給総額 令和2年度 受給者数 450人(3月末) 支給総額 277,555千円 令和3年度 受給者数 418人(3月末) 支給総額 220,605千円 令和4年度 受給者数 394人(3月末) 支給総額 209,600千円 令和5年度 受給者数 382人(3月末) 支給総額 203,255千円	4	法廷受託事務により事業は継続する。	市民課での異動届と連動して受け付けており、漏れなく周知が図られている。 現況届の休日受付や夜間受付を実施し、ひとり親の利便を図っていく。	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、手当の適正支給に努めます。
2-3 ひとり親家庭等への自立支援の推進	(5)母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭の生活の安定に資する就職について、資格取得のための就学等、積極的な能力開発の取り組みを支援し、自立の促進を図ります。自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業を実施するとともに、事業の普及啓発に努めます。	子育て支援課	3	現在の厳しい経済・雇用情勢に対応するため、就業困難者に対する職業能力形成機会の拡充が図られているが、ひとり親家庭が職業訓練に参加する上での託児サービス、就学等の資金が不可欠である。	①自立支援教育訓練給付金事業 【相談数】 令和2年度 11件、令和3年度 16件 令和4年度11件、令和5年度 10件 【支給件数】 令和2年度 0件、令和3年度 4件 令和4年度3件、令和5年度5件 ②高等職業訓練促進給付金等事業 【相談数】 令和2年度 3件、令和3年度 9件 令和4年度11件、令和5年度 7件 【支給件数】 令和2年度 7件、令和3年度 5件 令和4年度9件、令和5年度7件 (資格取得:准看護師、正看護師、保育士、美容師、トリマー、言語聴覚士 等)	4	令和3年度から、修業する期間が拡充(上限48月)され、自立支援に繋がっている。	事業の制度内容を幅広く周知し、活用しやすい環境作りを心掛ける。	母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭の生活の安定に資する就職について、資格取得のための就学等、積極的な能力開発の取り組みを支援し、自立の促進を図ります。自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業を実施するとともに、事業の普及啓発に努めます。
2-3 ひとり親家庭等への自立支援の推進	(6)遺児年金支給事業	遺児(父母又はその一方を死亡等により失った児童)の健全育成と児童福祉の増進を図るため、遺児年金支給事業を実施します。	子育て支援課	3	市民課での異動届と連動して受け付けており、漏れなく周知が図られている。	遺児年金支給対象者数及び支給総額 令和2年度 対象児童数 65人 支給総額 6,770千円 令和3年度 対象児童数 55人 支給総額 6,210千円 令和4年度 対象児童数 62人 支給総額 6,900千円 令和5年度 対象児童数 61人 支給総額 7,050千円 手当額:対象児童1人につき年額12万円を支給	4	遺児は遺児年金および遺族年金を受給することができるため、現行制度は支援が重複している。	遺族年金の受給開始までの期間が約3か月かかる。この精神的・経済的負担が増す期間の支援に重点を置いた制度へ見直し予定。	遺児年金支給事業	遺児(父母又はその一方を死亡等により失った児童)の健全育成と児童福祉の増進を図るため、遺児年金支給事業を実施します。
2-3 ひとり親家庭等への自立支援の推進	(7)母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、無利子又は低金利で修学資金等の貸付を実施します。	子育て支援課	3	児童扶養手当現況届(8月)の際に聞き取り等、随時相談に応じて貸付の説明や受付を行っている。	【貸付に関する相談件数】 令和2年度 13件 令和3年度 14件 令和4年度 13件 令和5年度 16件 【貸付申請件数】 令和2年度 1件 令和3年度 0件 令和4年度 0件 令和5年度 1件	4	各支所に「ひとり親家庭のしおり」を設置し、必要な方に対して配布している。また、毎年8月に実施している児童扶養手当現況届案内送付の際に貸付についての資料も同封し、現況届提出の際には必要な方に制度の説明及び相談を受けている。	ひとり親家庭の母親や父親が常に健康であり、安定した収入が得られる保証はなく、経済的不安に陥ることも考えられる。世帯の経済的理由により児童が進学を諦めたり学費を支払えなくなり退学することはあってはならない。ひとり親が自立し安定した収入を得るために技能習得、資格取得を行えるよう支援するためにはこの貸付事業は継続実施していく。 償還金滞納を防ぐため、貸付申請時に生活設計書を作成し、計画的に償還できるよう考慮し相談に応じる。	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、無利子又は低金利で修学資金等の貸付を実施します。
2-4 子どもの貧困対策の推進	(1)教育支援	就学前教育及び小・中学校の教育現場において、関係者が互いに連携し、確かな学力と豊かな心の育成に努めながら、総合的貧困対策に努めます。就学援助費の支給、保育料の軽減、奨学金の支給等により経済的負担の軽減を図ります。生活困窮世帯への学習支援を行い、学習意欲の向上、高校進学へとつなげます。	人権課 保育幼稚園課 学校教育課	3	保育料の軽減措置を継続して実施している。	保育料については、生活保護世帯は無償、ひとり親等の場合は軽減措置を設けている。また、3歳児以上の就学前児童に対し、給食費を基本的に無償(限度額5,500円)としている。	4	継続して、保育料軽減措置、給食費の基本無償化は必要である。	保育料軽減措置、給食費の基本無償化を継続し、実施する。	教育支援	就学前教育及び小・中学校の教育現場において、関係者が互いに連携し、確かな学力と豊かな心の育成に努めながら、総合的貧困対策に努めます。就学援助費の支給、保育料の軽減、奨学金の支給等により経済的負担の軽減を図ります。生活困窮世帯への学習支援を行い、学習意欲の向上、高校進学へとつなげます。
			学校教育課	3	市内小中学校の要保護、準要保護児童生徒の保護者に対し、学用品費・学校給食費等の学校で必要な費用の一部を援助した。	市内小中学校の要保護、準要保護児童生徒の保護者に対し、学用品費・学校給食費等の学校で必要な費用の一部を援助した。	4	継続して、義務教育の円滑な実施に資するため、今後も援助を継続していく必要がある。	必要な家庭に援助が行き届くように、制度の周知を他課や各学校とも協力し徹底していく。		

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 3 2 1 十分できている ややできている あまりできていない まったくできていない	理由	実施状況	4 3 2 1 継続 充実 見直し・改善 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
2-4 子どもの貧困対策の推進	(2)生活支援	生活困窮にある子育て家庭に対して、養育や保育の支援を行い、子育てを手助けします。健康管理意識の啓発、食育、健診、相談等子育てに関する支援を総合的にを行い、自立した生活の確立を目指します。	子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課 生涯学習課	3	保育料や入所選考において措置を行い、生活困窮にある世帯の保育支援につながっている。 また、家庭での状況についても、保護者と連絡をとりあい把握するように努めている。	保育料については、生活保護世帯は無償、ひとり親家庭等の場合は軽減措置を設けている。 保育施設入所選考において、生活保護世帯や生計中心者が失業している場合等、調整加点を設けて優先している。	4	継続して、保育料軽減や入所選考時の優先措置は必要である。 また、子どもの変化(身なり・食事等)に素早く気づき、状況に応じて他の機関へ繋ぐ等の対応ができるようにしていく必要がある。	過度な支援も保護者にとって自尊心を傷つけることが考えられるので、常日頃からの保育士と保護者との信頼関係を築いておくことが大切である。	生活支援	生活困窮にある子育て家庭に対して、養育や保育の支援を行い、子育てを手助けします。健康管理意識の啓発、食育、健診、相談等子育てに関する支援を総合的にを行い、自立した生活の確立を目指します。
2-4 子どもの貧困対策の推進	(3)就労支援	就労に関する情報提供・相談体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、意欲ある人が働き場所を見つけやすい環境づくりに努めます。	子育て支援課 福祉課	3	ひとり親家庭へ向けて、就労相談を実施している。本人の希望条件や職種を聞き取り、就労に結びつくよう支援をしている。また、ひとり親家庭においては就労へ結びつくよう資格取得を支援し、自立の促進を図っている。	●ひとり親の就労相談 ●就労相談 ●母子家庭等自立支援給付金事業	4	当事者の職歴や技術・能力等を把握し、意向も聞き取りながら、個々の事情に応じたきめ細やかな支援が提供できるよう継続していく。	就労に結び付いた場合でも、就労定着へ向けた支援の取り組みについて検討が必要である。	就労支援	就労に関する情報提供・相談体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、意欲ある人が働き場所を見つけやすい環境づくりに努めます。
2-4 子どもの貧困対策の推進	(4)経済的支援	各種経済的支援制度を適正に利用してもらえるよう、制度の普及・啓発を行うとともに、経済的自立に向けて支援を行っていきます。	健康課 福祉課 子育て支援課	4	令和5年度より子ども医療費情勢事業の助成対象を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども」から「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども」に拡充したため。	●ひとり親家庭等医療費支給事業 ●子ども医療費助成事業 ●生活保護支給 ●児童扶養手当支給事業 ●遺児年金支給事業 ●母子父子寡婦福祉資金貸付事業	4	子どもの保健の向上、福祉の増進のため、費用の負担軽減を図り、現事業を継続して実施する。	金銭的な支援にとどまらず、生活全体をみた支援を継続できるようにする。	経済的支援	各種経済的支援制度を適正に利用してもらえるよう、制度の普及・啓発を行うとともに、経済的自立に向けて支援を行っていきます。

目標2:様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取組の推進

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容					
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要	
2-5 障がいのある子どもへの施策の充実	(1)障がい児教育・保育の充実	保育施設・幼稚園等、小・中学校で特別な支援が必要な乳幼児・児童・生徒には、支援のための職員を加配するきめ細かな教育・保育を実施しています。 今後は、研修等の専門的な知識を得る機会を増やし、より適切な支援ができるよう検討します。また、県内統一のサポートファイル「かけはし」の活用について、福祉・保健・医療・教育等の連携を図るとともに、ライフステージを通じて必要な支援がスムーズに受けられるよう、利用の普及啓発に努めます。	保育幼稚園課	3	市内全保育施設で、障がい児を受け入れている。	障害者手帳・療育手帳・診断書等により加配職員を配置して、支援の必要な子どもの保育を行っている。また、保育施設入所選考において、障がい児の場合、調整加点を設けて優先している。 また、医療的ケア児についても、看護師確保等、受け入れ態勢が整った場合は受け入れている。	4	支援の必要な子どもは大変多い。障がい児や支援の必要な子どもに対して、健常児と変わらない保育を保証するためには、適切な支援が必要である。	現在保育士資格者が不足しており、支援に就いている加配職員は無資格者が大半である。子どもの発達や確かな支援のためには、保育士・幼稚園教諭・保健師・看護師等の資格者を配置したい。 支援を要する子どもの割合が年々増加しているため、要支援児の状態のみならず、クラス運営全体を考えた支援員配置が求められる。	障がい児教育・保育の充実	保育施設・幼稚園等、小・中学校で特別な支援が必要な乳幼児・児童・生徒には、支援のための職員を加配するきめ細かな教育・保育を実施しています。 今後は、研修等の専門的な知識を得る機会を増やし、より適切な支援ができるよう検討します。また、県内統一のサポートファイル「かけはし」の活用について、福祉・保健・医療・教育等の連携を図るとともに、ライフステージを通じて必要な支援がスムーズに受けられるよう、利用の普及啓発に努めます。	
		学校教育課	3	特別支援教育支援員対象の研修会を開催し、発達障害等子どもの特性への理解や支援の方向性、具体的方法を学んでいる。 個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用している。	三豊市発達障害等支援連携会議の特別支援教育講演会を年1回、特別支援教育支援員研修会を年1回実施。 三豊市就学前教育・保育推進研究事業で特別支援教育支援員向けの研修会を年2回実施。	3	特別支援教育への理解を深めたり、校（園）内での研修を充実させるため、継続した研修の機会や情報の発信が必要である。	特別支援教育支援員が、子どもの障害の特性についての理解を深め、適切な支援を行うために、資質向上できる研修の機会を作っていく。「かけはし」や個別的教育支援計画、個別の指導計画などの活用について、事例を持ち寄り意見交換をするなど、実践につながるよう工夫していく。				
2-5 障がいのある子どもへの施策の充実	(2)障がいの早期療育	障がいのある未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等、早期療育を行います。	福祉課	3	障害児通所支援利用にあたり、多くのケースは継続的に療育を受けているが、相談支援員や療育を行う事業所が不足しており、新規利用者においては必要な療育を即時に受けることができないケースが増加しつつあるため。	障害児が療育を受けることで社会性や知識技能等を身につけるため、障害通所支援における給付事務を行っている。	4	療育の場で訓練を受けることで、障害児が社会性や知識技能を身に着けることができるため、継続的に実施すべき事業である。	適正量での利用や、新たな事業所の設置に向けて支援や啓発が必要である。	障がいの早期療育	障がいのある未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等、早期療育を行います。	
2-5 障がいのある子どもへの施策の充実	(3)障がい児(者)の地域における生活支援の充実	自立支援事業、地域生活支援事業で個々の状況に応じて効果的な支援を提供します。 また、障がいのある子どもの居場所や保護者同士のコミュニケーションの場を確保し、障がい児通所支援施設のほか関係機関等と連携をとりながら、障がいのある子どもが身近な地域社会で安心して過ごせるよう取り組みます。	福祉課	3	障害児通所支援利用にあたり、多くのケースは継続的に療育を受けているが、相談支援員や療育を行う事業所が不足しており、新規利用者においては必要な療育を即時に受けることができないケースが増加しつつあるため。	障害児が療育を受けることで社会性や知識技能等を身につけるため、障害通所支援における給付事務を行っている。	4	療育の場で訓練を受けることで、障害児が社会性や知識技能を身に着けることができるため、継続的に実施すべき事業である。	適正量での利用や、新たな事業所の設置に向けて支援や啓発が必要である。	障がい児(者)の地域における生活支援の充実	自立支援事業、地域生活支援事業で個々の状況に応じて効果的な支援を提供します。 また、障がいのある子どもの居場所や保護者同士のコミュニケーションの場を確保し、障がい児通所支援施設のほか関係機関等と連携をとりながら、障がいのある子どもが身近な地域社会で安心して過ごせるよう取り組みます。	
2-5 障がいのある子どもへの施策の充実	(4)特別児童扶養手当支給事業	20歳未満で精神または身体に障がいのある子どもを監護・養育している父母や監護者に対して手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。	福祉課	4	重度または中度の障害の状態にある20歳未満の子どもの監護する父もしくは母または父母に代わって養育している者に手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図っているため。	広報等で周知するとともに障害児通所支援利用希望者や手帳の新規交付者等に窓口で手当の案内を行っている。 特別児童扶養手当受給者：107人 手当額：1級 55,350円/月 2級 36,860円/月	4	経済的負担の軽減を図るため、特別児童扶養手当を今後も継続して手当を支給する。	障害者手帳交付時など窓口での案内及び子育て支援課と連携し周知に努める。	特別児童扶養手当支給事業	20歳未満で精神または身体に障がいのある子どもを監護・養育している父母や監護者に対して手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。	
2-5 障がいのある子どもへの施策の充実	(5)障害児福祉手当支給事業	重度の心身、知的または精神障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の児童に手当を支給しています。	福祉課	4	重度または中度の障害の状態にある20歳未満の子どもの監護する父もしくは母または父母に代わって養育している者に手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図っているため。	広報等で周知するとともに障害児通所支援利用希望者や手帳の新規交付者等に窓口で手当の案内を行っている。 特別児童扶養手当受給者：107人 手当額：1級 55,350円/月 2級 36,860円/月	4	経済的負担の軽減を図るため、特別児童扶養手当を今後も継続して手当を支給する。	障害者手帳交付時など窓口での案内及び子育て支援課と連携し周知に努める。	障害児福祉手当支給事業	重度の心身、知的または精神障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の児童に手当を支給しています。	

目標2:様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取組の推進

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
2-5 障がいのある子どもへの施策の充実	(6)発達障がい、発達の子になる子どもへの支援の連携	発達障がいや発達の子になる子どもや保護者への相談体制を充実させます。保育施設、幼稚園、小学校等への巡回相談を行い、発達が気になる段階から適切な支援を行えるように支援者等に対しての助言、サポートを行います。また、三豊市発達障害等支援連携会議を設置し、関係機関との密接な連携及び支援体制づくりを推進します。発達障がいのある子どもが、保育施設・幼稚園等から小学校・中学校へと就学・進学する際に、家庭、保育施設・幼稚園等、小・中学校間が連携し、安心して円滑に義務教育に接続できるよう取り組みます。	子育て支援課	4	支援が就学後も途切れないよう、母子保健から就学後支援担当にケースを引き継いだ。巡回相談は、保育施設等に加え、小学校等でも実施する等幅を広げ、支援者が発達障害の早期発見と適切な対応が行えるようスキルアップを図っている。巡回相談からの継続で巡回相談後のケース会議、個別相談も行う。三豊市発達障害等支援連携会議においては、正しい理解のための普及啓発、研修会、当事者支援のためのペアメンCafé等を実施した。講演会をオンデマンド配信するなど新たな方法で開催することができた。	個別相談 ・就学前(こども相談・のびのび相談・ほほえみ相談・こ とばの相談)・・・延90回 延人数・・・211人 ・就学後(すてつ相談)・・・7回 延人数63人 巡回相談 ・就学前 28施設 延50回 対象実人数173人 延人数194人 ・小学校 18校 延33回 対象実人数93人 延人数98人 ・放課後児童クラブ巡回相談・・・14クラブ 延18回 連携会議 ・代表者会・・・1回 ・実務者会・・・2回 ・研修会、講演会・・・3回 ・ペアメンCafé・・・3回	4	発達特性のある子どもの把握は年々増えており、就学後も支援が途切れないよう引き続き支援していく。特性の早期発見と適切に対応するためには、支援者のスキルアップと地域社会の発達障害への理解の促進が必要である。	関係機関が連携し、幼少期から支援できること、また就労するまで切れ目のない支援が必要である。支援者が子の特性に基づいて早期に支援できるよう、引き続き支援者がスキルアップできる体制の充実を図る。相談窓口等の周知や、地域全体での理解が進むよう普及啓発も継続して行う必要がある。	発達障がい、発達の子になる子どもへの支援の連携	発達障がいや発達の子になる子どもや保護者への相談体制を充実させます。保育施設、幼稚園、小学校等への巡回相談を行い、発達が気になる段階から適切な支援を行えるように支援者等に対しての助言、サポートを行います。また、三豊市発達障害等支援連携会議を設置し、関係機関との密接な連携及び支援体制づくりを推進します。発達障がいのある子どもが、保育施設・幼稚園等から小学校・中学校へと就学・進学する際に、家庭、保育施設・幼稚園等、小・中学校間が連携し、安心して円滑に義務教育に接続できるよう取り組みます。
			保育幼稚園課	3	異校種間で切れ目のない支援を行えるように、保育所・幼稚園・こども園と小学校で情報交換を行っている。	発達障がい等支援連携会議、支援者向け研修会、一般向け研修会、ケース会議等の開催により、関係機関との密接な連携及び支援体制づくりを推進している。	4	今後も関係機関がより緊密な連携がとれるよう、会議を継続し、支援体制を充実させていく必要がある。	支援が必要な子どもは年々増加している。保育所・幼稚園で発達障がいではないかと思われる子どもへの適切な支援について、適宜ケース会議を行えるように受け皿を増やしていく必要がある。		
			学校教育課	3	就学前施設の巡回相談に、進学予定の小学校の教員が参加する機会が増え、情報の共有が早くから行えている。就学指導をきっかけに、保護者が小学校等とつながり、見学や説明を受け、安心して進路を選択できるように努めている。	巡回相談や保護者の学校見学、教育相談などを通して、就学前施設と小学校が子どもの姿や課題を共有できている。引継ぎを丁寧に行うことで、より個の特性を理解し、適切な支援を考えることができるようになっていく。	3	巡回相談には、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭など、各校の実態に合わせて、いろいろな立場の職員が参加している。複数人で共有し、チームで取り組もうとする意識が育ってきている。さらに日常的なつながりが増えることで、子どもをより理解し、適切な支援が行えると考える。	中核となる職員の育成と学校(園)全体で取り組む体制作りが必要である。 福祉機関等との連携が必要な子どもも増えている。福祉や医療と子どもの姿を共有し、それぞれの計画書の充実、活用をめざしながら、よりよい支援を探っていく。		
2-6 社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援の充実	(1)子育てに関する各種の相談に応じる	子育て世代包括支援センター「なないろ」において、就学前～就学後～おおむね18歳までの保護者、子ども自身からの様々な相談に、電話や面談、訪問等で対応します。また、支援ニーズを踏まえて、医療・福祉、教育、地域の子育て支援機関等へ繋ぎ、包括的、継続的な支援を提供し、育児不安や虐待の予防に努めます。必要に応じて個別に支援プランを策定し、定期的にモニタリングや課題の整理をしつつ、変化する状況を把握し対応します。	子育て支援課	4	相談ケースはほぼ横ばいだが、継続支援者数は増加している。様々な相談を受け、医療、福祉、学校、地域の子育て支援機関等へ繋ぎ、包括的、継続的に対応している。支援プランの策定や、関係機関とも課題を共有し、統一した支援ができるようにしている。	・就学前相談件数・・・3170件 ・学校(小・中・高)等訪問回数 430回 ・来所相談 105件(延件数) ・家庭訪問 82件(延件数) ・電話相談 583件(延件数) ・関係機関連絡 3116件(延件数) ・個別ケース会 21回 ・継続支援ケース数・・・162件(144世帯) ・支援プラン作成 2ケース	4	子育ての困り感を抱える家庭は多く相談内容も多様化している。妊娠前から子育て期にわたり伴走支援を行い、育児に関する情報やアドバイスをして不安の解消に努めています。継続的、包括的な支援と支援者のスキルアップが必要である。	現状に合わせた相談支援体制づくりのためにも、行政と保育所・幼稚園・こども園・学校の連携は不可欠である。特に学校現場との繋がりがや連携を強めることで、予防的、早期支援に繋がると考える。また、年齢や状態に応じた支援機関等に繋ぎ、自立に至るまで節目節目をしつかり繋ぎながら支援していく必要がある。	子育てに関する各種の相談に応じる	こども家庭センター「なないろ」において、就学前～就学後～おおむね18歳までの保護者、子ども自身からの様々な相談に、電話や面談、訪問等で対応します。また、支援ニーズを踏まえて、医療・福祉、教育、地域の子育て支援機関等へ繋ぎ、包括的、継続的な支援を提供し、育児不安や虐待の予防に努めます。必要に応じて個別に支援プランを策定し、定期的にモニタリングや課題の整理をしつつ、変化する状況を把握し対応します。
2-6 社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援の充実	(2)安心して子育てができる地域作り	子育て世代包括支援センター「なないろ」として、安心して子育てができるよう、地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連携、協働の体制づくりを行います。また、地域住民を含む、地域の必要な子育て資源の育成、開発、地域課題の発見や共有に努めます。	子育て支援課	4	子どもや子育て家庭のニーズに応じた支援を提供するため、伴走型支援をしながら、安心して子育てができるよう支援している。市内の子育て支援拠点とケースの情報交換を実施し、行政との連携方法について話し合ったり、今後も情報の共有をしたり、連携を強化していきたい。	出産・子育て応援事業が始まり、子育て応援ギフトの配布や面接を行い、妊産婦に寄り添う支援を細やかに行っている。相談をすることで、育児に関する情報提供や、早期の問題解決、地域の子育てサービスの活用を促し、ストレスを減らしながら子育てを行ってもらいたい。	4	子どもや子育て家庭のニーズに応じた支援やサービスを提供するため、継続してNPO等関係機関を繋ぐことを検討し協議を重ねていく。	伴走型支援として妊娠届時、乳幼児訪問時だけでなく、妊娠8か月相談で面接を実施し、産前産後の不安に対してサービスの紹介や医療機関との連携を図っていく。2回目のホームスタート・ホームビジター養成講座を開催し、子育て経験者による寄り添い型ボランティアを育成する。	安心して子育てができる地域作り	こども家庭センター「なないろ」として、安心して子育てができるよう、地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連携、協働の体制づくりを行います。また、地域住民を含む、地域の必要な子育て資源の育成、開発、地域課題の発見や共有に努めます。

目標3:安心して産み、育てることを見守る体制づくり

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
3-1 妊娠期から乳幼児期等の親子の健康の確保	(1)母子健康手帳交付及び保健指導	母性並びに乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊娠届により、母子健康手帳を交付します。 妊娠届出時の保健師による全数面接により、支援が必要なハイリスク妊婦の把握と支援に努めます。医療機関、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。	子育て支援課	4	三豊市出産・子育て応援事業の、経済的支援と伴走型相談支援として、妊娠8か月相談を開始。丁寧な面談と細やかな寄り添い支援を行った。	妊娠届出時面接者数 289件 妊婦転入時面接者数 17件 【参考】妊娠8か月相談実施者 対象者の8割 ※妊娠8か月相談 R5.8～開始 R5.4～妊娠届出者対象	4	出産・子育て応援事業として妊娠届出時の面談が全ての妊婦にとって家族を含めて伴走支援を受ける入口となる。	父母が、こども家庭センター「なないろ」と出会う機会になるため、継続して相談に来れる場所としての普及啓発	母子健康手帳交付及び保健指導	母性並びに乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊娠届により、母子健康手帳を交付します。 妊娠届出時の保健師による全数面接により、支援が必要なハイリスク妊婦の把握と支援に努めます。医療機関、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。
3-1 妊娠期から乳幼児期等の親子の健康の確保	(2)妊産婦乳幼児健康診査	妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進のため、医療機関に委託し、妊婦一般健康診査、妊婦歯科健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査、産婦健康診査、乳児一般健康診査、2歳児歯科健康診査を実施し、受診率の向上に努めます。	子育て支援課	4	妊婦一般健康診査、妊婦歯科健康診査の受診者数は例年と同等程度であり、新生児聴覚スクリーニング検査、産婦健康診査は対象者がほぼ受診できている。産婦健診結果により妊娠からの支援の必要性が伺え、妊娠から家族も含めた支援を強化している。乳児一般健康診査受診券は、乳幼児健診で利用勧奨している。	いずれの健診も、受診者数及び受診率は例年と大きな変化はない。	4	妊娠届出時や妊娠8か月相談時、乳幼児健診等必要なときに必要な健診が受診できるよう必要性を説明し、全ての妊婦や乳幼児の健康の保持・増進を図る。	引き続き必要な時期に必要な健診が受診できるよう周知を行い、気になる妊婦や乳幼児に関しては受診確認を行っていく。	妊産婦乳幼児健康診査	妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進のため、医療機関に委託し、妊婦一般健康診査、妊婦歯科健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査、産婦健康診査、乳児一般健康診査、2歳児歯科健康診査を実施し、受診率の向上に努めます。
3-1 妊娠期から乳幼児期等の親子の健康の確保	(3)両親教室	妊婦及びその家族を対象に、妊娠中の不安を緩和し、健やかに出産・育児に臨めるよう、「パパママ教室」を実施します。	子育て支援課	4	香川県助産師会所属の助産師4名と保健師1名で、両親学級を実施している。年4回の開催で、定員は12組。毎回定員に達してニーズが高い。	妊婦だけでなくパートナーも一緒に参加することで、妊娠から父親・母親としての意識をもち、夫婦で育児に携わるきっかけとなっている。 実施回数 4回 参加者数 88名(44組)	4	参加者アンケートからは、助産師からお産の経過を知ること、出産へ向けて夫婦で協力することの大切さを実感していることが考えられる。また赤ちゃんのお世話や沐浴を実習することで、父親としての自覚が芽生え父母で協力する意識が高まっていることがうかがえる。	支援が必要なケースが受講に繋がるよう細やかな周知と参加勧奨	両親教室	妊婦及びその家族を対象に、妊娠中の不安を緩和し、健やかに出産・育児に臨めるよう、「パパママ教室」を実施します。
3-1 妊娠期から乳幼児期等の親子の健康の確保	(4)妊産婦・乳幼児相談	妊娠・出産・育児への不安を緩和するために、保健師等専門職が妊娠届出時に丁寧な面接を行い、継続的に支援を担当する保健師を紹介します。必要に応じて電話、訪問等で赤ちゃんを迎えるイメージができるよう家族を含めて支援します。また、不安や孤立感を抱える産後間もない時期から子育て期まで相談を継続します。 全ての乳児を対象として「10か月児相談事業」を実施し発達の確認と遊びの幅が広がりに楽しく育児ができるよう保育士による相談を行います。健診・相談の機会に助産師による母乳相談も行います。	子育て支援課	3	妊娠8か月相談令和5年度より開催している。 10か月児相談を月に2回ずつ開催している。	妊娠8か月頃、妊婦とその家族に対して面談を行い、安心して出産から子育てできるよう、妊娠期から身近で相談に応じ、必要な支援につなげるために、伴走型支援を行っている。 10か月児相談では、いやいや期の関わり方のポイントについて、保育士相談時に周知している。	4	高齢、若年、未婚、支援者がいない、再婚、精神疾患がある等の課題を抱える妊婦や妊娠中からフォローが必要な妊婦が増えている。様々なニーズに応じて、必要な支援につなげるためにも、伴走型支援の継続が必要がある。	個別性を持たせた支援や情報提供を行う必要がある。また、安心して子育てにつなげるためにも、家族状況に応じた子育てにおけるパートナーシップの重要性も伝えていく必要がある。	妊産婦・乳幼児相談	妊娠・出産・育児への不安を緩和するために、保健師等専門職が妊娠届出時に丁寧な面接を行い、継続的に支援を担当する保健師を紹介します。必要に応じて電話、訪問等で赤ちゃんを迎えるイメージができるよう家族を含めて支援します。また、不安や孤立感を抱える産後間もない時期から子育て期まで相談を継続します。 全ての乳児を対象として「10か月児相談事業」を実施し発達の確認と遊びの幅が広がりに楽しく育児ができるよう保育士による相談を行います。健診・相談の機会に助産師による母乳相談も行います。

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
3-1 妊娠期から乳幼児期等の親子の健康の確保	(5)産後ケア事業	出産(退院)後、市が委託している医療機関や助産所での宿泊や日帰り、または助産師の訪問にて、母乳のこと、沐浴、赤ちゃんのお世話、産婦のメンタルヘルス等について助産師からケアを受けることが出来ます。	子育て支援課	3	妊娠届、妊娠8か月相談、妊婦教室等、妊娠期から情報提供し必要な方へ利用勧奨している。 令和6年度からは利用料を無償化し、利用しづらい家庭でも利用しやすいよう事業を整えた。	令和5年度産後ケア利用者 ・宿泊型 実2人 延4日 ・デイサービス型 実4人 延5日 ・訪問型 実7人 延8日 利用者のうち、ハイリスク妊婦と産後支援が必要な産婦の利用割合は76.9%(10人/13人)と必要な人が産後ケアを利用できている傾向にある。しかし、自己負担もあり利用したくても検討を要するケースもあった。	4	令和6年度から、産後ケアを必要とする方が無料で受けることができる事業である。妊娠期から周知することで、産後、育児手技や母のメンタルヘルスフォローができれば必要な支援へと繋げることができる。実績も増えより細やかな支援に繋がっている。	里帰り出産のため、県外で産後を過ごす産婦への産後ケア事業を無償で提供できるよう整えていく必要がある。 また、訪問型のニーズも多くみられるため、委託助産師を増やせるよう検討していく。	産後ケア事業	出産(退院)後、市が委託している医療機関や助産所での宿泊や日帰り、または助産師の訪問にて、母乳のこと、沐浴、赤ちゃんのお世話、産婦のメンタルヘルス等について助産師からケアを受けることが出来ます。
3-1 妊娠期から乳幼児期等の親子の健康の確保	(6)家庭訪問	健康状態の把握や育児相談に応じるため、すべての赤ちゃんを対象に乳幼児全戸訪問事業を実施します。要支援児、妊産婦についても、関係機関と連携を図り、家庭訪問を実施します。	子育て支援課	4	対象者全員に実施した。 妊娠期から支援が必要なケースや、産後の不安があるケースには、複数回継続訪問し継続支援を行った。	乳幼児全戸訪問事業・・・275件(実数) その他訪問指導・・・59件(実数) 146件(延数) ※令和5年度地域保健報告	4	令和5年1月から開始した「出産・子育て応援事業」と併せて実施し、必要な子育て支援サービスに繋がるよう伴走支援を行う。	妊娠期からの支援に連続性を持たせ、情報や支援が途切れないよう細やかな継続支援体制を安定化させる。	家庭訪問	健康状態の把握や育児相談に応じるため、すべての赤ちゃんを対象に乳幼児全戸訪問事業を実施します。要支援児、妊産婦についても、関係機関と連携を図り、家庭訪問を実施します。
3-1 妊娠期から乳幼児期等の親子の健康の確保	(7)乳幼児健診の充実	疾病の早期発見、早期対応と子育て支援のため、乳幼児健診(4か月、1歳6か月、3歳)を実施します。 支援が必要なケースの継続支援や、健診未受診者対応等、一層の実施体制の充実に努めます。	子育て支援課	3	乳幼児健診(4か月、1歳6か月、3歳)を、月に2回ずつ開催している。	令和5年度の乳幼児健診受診率は、4か月児健診99.6%、1歳6か月児健診99.7%、3歳児健診99.4%であった。「乳幼児健診等取扱い基準」に基づき、健診を実施した。全ての健診会場において、人数制限や、対象人数を時間で区切り、感染防止対策を徹底し実施できた。	4	各乳幼児健診において、受診率は高値で推移している。未受診者についても、地区担当保健師が必ず面接し、子の発達発育状態や生活実態を把握し必要な支援ができている。健診後、支援が必要なケースについては、心理職とミーティングを行い、適切なフォロー時期や体制が確立しており、継続支援が実施できている。	健診未受診者ほど、支援が必要であったり、養育環境等を把握し、必要なサポートをアセスメントする必要がある。感染防止対策を徹底し、引き続き健診の必要性について普及啓発に努めていく必要がある。 健診後も子が健やかに育ち、親に寄り添い支援ができるよう、保育所・幼稚園や医療機関、福祉部門と密に連携をとって切れ目のない支援をしていく必要がある。	乳幼児健診の充実	疾病の早期発見、早期対応と子育て支援のため、乳幼児健診(4か月、1歳6か月、3歳)を実施します。 支援が必要なケースの継続支援や、健診未受診者対応等、一層の実施体制の充実に努めます。
3-1 妊娠期から乳幼児期等の親子の健康の確保	(8)愛育会育成	事務局として組織の活動を支援し母子保健、健康増進の普及に努めます。保護者と子どもが集うふれあい広場、親子の交流のためのイベントの運営、会員の学びのための研修会開催等について組織と連携を取ります。	子育て支援課	3	妊娠届け出時、乳幼児転入時、乳幼児健診時に愛育会のチラシを配布し、周知している。子育て中の親子や家族のふれあいの場となり、また地域の人とつながり、子育て世帯が孤立しないよう努めている。	家族でふれあう時間がもてるよう「豊かな心を育もう」をサブテーマとして、活動する。 防災体験やさつまいの植え付け・掘り起こし、親子体操などのイベントを実施。どのイベントでも家族での参加が多くみられ、楽しく笑顔あふれる時間となっている。会員数は78で、支部としては、豊中と仁尾の2支部が活動している。それ以外の町の会員は希望により存続している支部に所属できる。愛育会のLINEでは、ふれあい広場や研修会、愛育だよりなどの周知をしている。	4	毎年策定するサブテーマのもと、目的に沿った活動ができている。	活動の周知や加入の勧誘を行っているが、少子化に伴い会員数は減少している。役員の担い手も不足し、支部の休会も増えている。事務局として、三豊市の母子保健の現状や課題について、理事会でお伝えしより充実した活動となるよう適宜検討・支援していく。	愛育会育成	事務局として組織の活動を支援し母子保健、健康増進の普及に努めます。保護者と子どもが集うふれあい広場、親子の交流のためのイベントの運営、会員の学びのための研修会開催等について組織と連携を取ります。
3-1 妊娠期から乳幼児期等の親子の健康の確保	(9)離乳食講習	乳児期の栄養及び食習慣の基礎を学び実践してもらえるよう、生後1歳未満の子どもの保護者を対象に、栄養士による講義・調理実習を実施します。	子育て支援課	3	動画の時間を少し減らし、調理実習で作るメニューを1品増やし、実際に体験してもらう時間を多く取った。	6回/年の開催。講習会の定員は15名、託児ボランティアによる託児は8名とし、コロナウイルス感染症が緩和しているが、感染予防を行い実施した。参加者は47名で、そのうち知親の人数は7名であり、一緒に参加する父親が増えてきている。参加のきっかけとして、赤ちゃん訪問や健診会場での周知が8割を占めているが、ライン配信がきっかけとなったという方も増えている。	4	アンケート結果より動画を使っでの講義や調理実習は、100%近い人が「満足」「やや満足」と答えており、アンケートの自由記載でも好評であった。講義・調理実習により、知識の普及ができている。また、適切な時期に周知できているため、引き続き周知も必要。	今後は調理実習をメインとし、参加者が実際に調理をすることで知識を増やし、自宅でも実践できるよう支援していく。また、参加できなかった人に対しても、三豊市のHPから離乳食動画が見えることを引き続き周知し、離乳食の基礎を学べるよう環境を整える。	離乳食講習	乳児期の栄養及び食習慣の基礎を学び実践してもらえるよう、生後1歳未満の子どもの保護者を対象に、栄養士による講義・調理実習を実施します。

目標3:安心して産み、育てることを見守る体制づくり

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
3-1 妊娠期から乳幼児期等の親子の健康の確保	(10)予防接種	伝染のおそれのある疾病の発生・蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、定期予防接種(ヒブ・小児用肺炎球菌・四種混合・三種混合・二種混合・不活化ポリオ・麻しん風しん(MR)・日本脳炎・BCG・水痘・B型肝炎)、法定外予防接種(おたふく・ロタ)を実施します。 予防接種の必要性について、保護者への普及啓発に努めます。	子育て支援課	3	予防接種は、個人の感染症の発症あるいは重症化を予防するだけでなく、一定程度の接種率を保つことにより、「集団免疫効果」(集団の中に感染者が出ても流行を阻止できる)を期待することができる。	令和3年4月2日生まれ以降の子には、就学前までの予防票を「予防接種ノート」として冊子にまとめ、配布している。接種時期を逃すことのないよう、様々な機会に接種勧奨を行っている。 令和5年度接種率 ヒブ 97.7% 小児用肺炎球菌 98.1% B型肝炎 96.6% ロタ 95.1% 水痘 91.4% BCG 95.2% 4種混合(1回目) 98.0% 2種混合2期 55.0% MR(1期) 101.0% MR(2期) 95.9% 日本脳炎(1期1回目) 87.8% 日本脳炎(2期)61.8%	4	随時各々、各種類の接種時期を迎えるため、接種率を低下させることなく、接種を推進する必要がある。	令和3年4月2日生まれ以降の子には、予防票を冊子化(予防接種ノート)し交付している。接種計画は事前に立てやすくなったが、自己管理が必要になっており、接種時期を逃すことのないよう、接種勧奨を細かに行う等継続していく。	予防接種	伝染のおそれのある疾病の発生・蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、定期予防接種(ヒブ・小児用肺炎球菌・四種混合・三種混合・二種混合・不活化ポリオ・麻しん風しん(MR)・日本脳炎・BCG・水痘・B型肝炎)、法定外予防接種(おたふく・ロタ)を実施します。 予防接種の必要性について、保護者への普及啓発に努めます。
3-1 妊娠期から乳幼児期等の親子の健康の確保	(11)Myカルテの活用	妊娠期(胎児期)、乳幼児期から将来の生活習慣予防を目的に、三豊・観音寺市医師会、三豊市、観音寺市で作成したMyカルテの活用方法を健診の機会等で繰り返し周知します。	子育て支援課 学校教育課	3	R3年度より母子手帳の巻末にMyカルテを入れており、継続的に活用できている。母子手帳交付時には妊婦のBMIを計算し、「妊娠中の体重増加の目安」等を伝え、乳幼児健診では乳幼児のBMIを計算し、BMI値の経過を見る方法と変化があった際には医師など専門家に相談するよう伝えている。	妊娠届出時に妊婦のBMI計算を行い、その値から体重増加の目安等保健指導している。令和5年度の妊娠届出数は292件。転入者へは、Myカルテ別冊を配布し、子どもの生活習慣病予防として活用し、BMIの経過を見ていくよう全員に伝えている。乳幼児健診では、栄養士2名配置しており、BMIの数値を確認し、個別に栄養相談を行っている。	4	妊娠期(胎児期)～乳幼児期にBMIの経緯を追うことで、早期に生活習慣を見直す機会となっている。	母子手帳の発行時～子どもの健診時等必要な時期に生活習慣病予防として、活用することを繰り返し説明していく。	Myカルテの活用	妊娠期(胎児期)、乳幼児期から将来の生活習慣予防を目的に、三豊・観音寺市医師会、三豊市、観音寺市で作成したMyカルテの活用方法を健診の機会等で繰り返し周知します。
3-2 不妊・不育症治療への支援	(1)不妊・不育症治療費助成事業	子どもを望む夫婦への、不妊治療に係る経済的な支援として、特定不妊治療費の一部助成と一般不妊治療費の一部助成、不育症治療費助成を行い、少子化対策に取り組めます。	子育て支援課	3	助成件数も年々増加しており、一定程度の利用が。一般不妊治療では39%、特定不妊治療では25%程度の成功数もあるため、少子化対策としての意義を果たしている。	一般不妊治療費の助成件数は43件(内、成功数17件)で1,565,730円の助成、特定不妊治療費の助成件数は86件(内、成功数22件)で11,376,366円助成した(令和5年度決算額)。	4	少子化対策の点からも、多くの費用を必要とする不妊治療費に対しての助成は今後も必要である。	特定不妊治療については、令和4年度より医療保険の対象となっているが、保険診療分及び混合診療分についても助成を続けている。制度を知らなかったという声もあるため、HPや広報誌への掲載、医療機関への制度周知依頼等により、制度の周知を今後も続けていく。	不妊・不育症治療費助成事業	子どもを望む夫婦への、不妊治療に係る経済的な支援として、特定不妊治療費の一部助成と一般不妊治療費の一部助成、不育症治療費助成を行い、少子化対策に取り組めます。
3-3 食育の推進	(1)食育の推進	「三豊市食育推進計画」に基づき、食生活改善推進員による地域での食育の取組等、関係機関、地区組織等と連携しながら、草の根的に広がりのある取組を推進します。 また、保育施設・幼稚園等、小・中学校でも栄養教諭による指導や、地産地消による安心・安全な給食の提供、農業体験等を通じた食育の取り組みを推進します。	健康課	3	三豊市食生活改善推進協議会と協働で、子どもを中心に大人も巻き込んだ食育を実施し、食生活や食事の大切さ、食事マナーなどについても普及活動が進められているが、もっと広く地域で普及活動を行っていかなくてはいけない。	令和5年度 おやこ食育 9回実施、139人参加 かがわの食文化事業 1回実施、40人参加	4	野菜摂取量の増加や減塩、食べ物への感謝、食事マナー、食文化の伝承など様々な「食」に関する取り組みをさらに家庭や地域、行政が連携して推進する必要がある。	三豊市食生活改善推進協議会と協力し、さまざまな経験を通して、親子で食育5つの力(食べ物の味が分かる力・食べものの命を感じる力・食べ物を選ぶ力・元気な体が分かる力・料理ができる力)を身に付け、食に関心が持てる活動が行えるよう地域での食育推進活動を広げていく必要がある。	食育の推進	「三豊市食育推進計画」に基づき、食生活改善推進員による地域での食育の取組等、関係機関、地区組織等と連携しながら、草の根的に広がりのある取組を推進します。 また、保育施設・幼稚園等、小・中学校でも栄養教諭による指導や、地産地消による安心・安全な給食の提供、農業体験等を通じた食育の取り組みを推進します。
			保育幼稚園課	3	施設によって取組に違いはあるが、コロナ禍で実施できなかった地域交流、調理実習も始まっている。	地域交流で農業体験、クッキング、味噌作りなど実施している。また、栄養士の指導も子どもだけでなく、保護者への講演なども実施している。	4	食育は生きる上での基本であり、子どもも大人も、その時々々の年齢や体調に合わせた食を自ら選択できるように、今後も継続して取り組む必要がある。	食料費が高騰しているので、地元の食材をもっと活用し地産地消を推進していく。		
			学校教育課	2	各学校において、各学年・学級ごとに栄養教諭が食の指導を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収穫体験等ができなかったことがあった。	各学校において、児童生徒の実態や興味関心に応じたテーマを工夫して食の指導を行っている。また、毎月19日には食育だよりを発行し、家庭へ向けて啓発を行っている。	4	家庭環境が多様化しているため、児童生徒自身が食に対する正しい知識や望ましい生活習慣を身に付けることが必要だと考える。	引き続き、児童生徒の実態や興味関心を踏まえ、栄養教諭が食の指導を行い、地産地消による安全・安心な給食の提供、収穫体験等を通じた食育を推進していく必要がある。		
			学校給食課	4	小・中学校での栄養教諭による食育の指導や、学校給食への地場産物の積極的な活用、農業体験等による取り組みを行った。	学校給食における地場産物使用率(令和4年度) ・香川県全体44.4% ・三豊市の使用率 香川県産54.3% うち、三豊市産10.7%	4	地場産物の積極的な活用や、農業体験等による身近な地域での生産者との交流活動等の取り組みを継続することにより子どもの食育を推進する。	安全・安心で良質な農産物を将来にわたり安定して学校給食に提供することができるように、引き続き関係課と連携して供給システムの活性化を図っていかねばならない。また、生産者等の協力を受けながら、農業体験活動などの取り組みを継続・拡大するなどし、子どもの食育を推進していかねばならない。		

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
3-4 小児医療の充実	(1)小児医療の体制づくり	本市をはじめ、全国的に小児科医が不足している状態に鑑み、近隣の小児科がある初期～三次医療機関との連携を推進するとともに、小児医療体制の整備について検討します。	健康課	3	西部保健医療圏で小児科医が不足しているため、主に市外で受診しているのが現状であるが、みとよ市民病院が小児科診療を開始したことは、前進である。	休日・夜間の救急医療体制については、三豊総合病院(観音寺市)の「共同利用型病院制」により整備されている。また、平成25年5月から四国こどもとおとなの医療センター(普通寺市)を、原則として、診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受入れる「小児救命救急センター」に指定されており、圏域ごとに整備されている他の二次救急医療機関と連携した三次救急体制を構築している。 みとよ市民病院開院時、第1・3木曜日、第2・4金曜日の午後において小児科診療を開始したが、令和6年4月からは毎日(午後)診療を行っている。	4	緊急時における家庭でのアドバイス等を行う小児救急電話相談事業の活用促進や、小児科医の負担軽減についての普及啓発に努める必要がある。	近隣医療機関との連携を図り、小児医療体制の充実・強化に努める。 また、安易な救急診察の軽減の必要もあることから、県の小児救急電話相談などを利用することによる適正な医療機関受診を啓発をしていく。 みとよ市民病院においては今の体制を維持していく。	小児医療の体制づくり	本市をはじめ、全国的に小児科医が不足している状態に鑑み、近隣の小児科がある初期～三次医療機関との連携を推進するとともに、小児医療体制の整備について検討します。
3-4 小児医療の充実	(2)子ども医療費支給事業	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。	健康課	4	令和5年度より助成対象を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども」から「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども」に拡充した。	医療費助成対象者数と医療費助成総額 令和2年度 6,884人 185,593,503円 令和3年度 6,665人 207,599,923円 令和4年度 6,528人 205,746,550円 令和5年度 7,835人 283,409,990円	4	子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図るために、事業を継続させる必要がある。	対象の子どもの年齢を引き上げたことにより、扶助費が大幅に増額となった。持続可能な事業としていくため、医療費の適正化を図る必要がある。	子ども医療費支給事業	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。
3-5 小児医療の充実	(3)小児医療給付制度	子どもの慢性的な病気や障がい改善させるため、医療給付制度を適切に実施します。 ①未熟児養育医療費支給事業 出生時の体重が2,000グラム以下または生活力が弱いために入院医療が必要な未熟児への医療給付を行います。 ②小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 特定の対象疾患を持つ子どもで認定基準を満たしていると認められた場合、必要な医療給付を行います。 ③自立支援医療費(育成医療)給付事業 肢体不自由、心臓、視覚、聴覚機能障がい等の疾患を持ち、確実に治療効果が期待できる子どもを対象に医療費の給付を行います。	健康課	3	①平成25年度から権限委譲により市の事業となり、適正に執行できた。	①医療費助成対象者数と助成費総額 令和2年度 16人 3,237,087円 令和3年度 13人 2,948,101円 令和4年度 12人 2,395,820円 令和5年度 15人 2,038,387円	4	①県からの権限委譲により平成25年度から市の事業となった。国の制度の改廃がない限り継続して取り組む必要がある。	①養育期間を経過した後もこども医療や子育て支援課と連携しながら未熟児の健康の保持及び増進を図る必要がある。	小児医療給付制度	子どもの慢性的な病気や障がい改善させるため、医療給付制度を適切に実施します。 ①未熟児養育医療費支給事業 出生時の体重が2,000グラム以下または生活力が弱いために入院医療が必要な未熟児への医療給付を行います。 ②小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 特定の対象疾患を持つ子どもで認定基準を満たしていると認められた場合、必要な医療給付を行います。 ③自立支援医療費(育成医療)給付事業 肢体不自由、心臓、視覚、聴覚機能障がい等の疾患を持ち、確実に治療効果が期待できる子どもを対象に医療費の給付を行います。
			福祉課	4	病院、相談支援員等、各所と連携を図りながら周知や対応ができている。	②、③の制度を活用し、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業、自立支援医療費(育成医療)給付事業を実施し、手術費用等の給付を行っている。	4	引き続き、子どもの病気や障がいを改善させるため、医療給付を行っている。	毎年の課題にはなってくるが、広報や情報提供に努め、受けるべき方が適切に医療制度等受けられるように実施していく。		

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
4-1 多様な働き方の実現と働き方の見直し	(1)男性の働き方の見直しと家事・育児への参画拡大	女性の社会進出が進み、就労形態が多様化している現状に鑑み、ワーク・ライフ・バランスの浸透や男性の育児休業の取得促進等、男性の働き方の見直しと家事・育児への参画拡大をめざし、講演会等を通じて普及啓発に取り組みます。	人権課	3	毎年1回経営者向け女性活躍推進セミナーを開催し、女性活躍の必要性について講演いただき、参加者の意識づけができた。令和5年度の参加者は46人であった。	情報の周知・・・1回 経営者向け女性活躍推進セミナー 1回	4	今後もワーク・ライフ・バランスの浸透や男性の育児休業の取得促進等、男性の働き方の見直しと家事・育児への参画拡大をめざし、講演会等を通じて普及啓発に取り組む必要がある。	男性にも参加しやすいセミナー、市内事業所への啓発活動等の企画、他市町での講演会の紹介	男性の働き方の見直しと家事・育児への参画拡大	女性の社会進出が進み、就労形態が多様化している現状に鑑み、ワーク・ライフ・バランスの浸透や男性の育児休業の取得促進等、男性の働き方の見直しと家事・育児への参画拡大をめざし、講演会等を通じて普及啓発に取り組みます。
4-1 多様な働き方の実現と働き方の見直し	(2)女性の就労支援	依然として出産、育児等を契機に退職せざるを得ない女性が多く、再就職が困難であったり、再就職後不安定な労働条件におかれたりしている現状に鑑み、女性活躍推進事業の紹介等、企業への働きかけや普及啓発に努めます。	人権課	3	国、県等が発行したチラシ、資料等を関係機関に頒布した。経営者向け女性活躍推進セミナーを開催し、就労に関心のある市民にも参加を促した。	チラシ等の頒布・・・随時 経営者向け女性活躍推進セミナー 1回	4	出産、育児等で再就職しづらく、再就職後不安定な労働条件におかれて、女性活躍推進事業の紹介等、企業への働きかけや普及啓発を行う必要がある。	国、県等が発行したチラシ、資料等を関係機関に頒布すること。併せて、経営者向け女性活躍推進セミナーを行い、採用基準や労働条件の見直しに向けて啓発していく。	女性の就労支援	依然として出産、育児等を契機に退職せざるを得ない女性が多く、再就職が困難であったり、再就職後不安定な労働条件におかれたりしている現状に鑑み、女性活躍推進事業の紹介等、企業への働きかけや普及啓発に努めます。
4-2 仕事と子育ての両立支援	(1)企業に対する意識啓発	子育て家庭が仕事と子育てを両立しやすい就労環境を整えるため、三豊市商工会等とも連携を図りながら、子育てを応援する企業を市が支援するための取組を検討・推進します。	産業政策課	2	国や県の発行するチラシ、資料等を関係機関に配布することで、情報の周知を行うことは出来た。ただし、事業者や商工会の連携等、就労環境を整えるための具体的な連携には至っていない。	国や県の発行するチラシ、資料等を関係機関に配布することで、情報の周知を行うことは出来た。ただし、事業者や商工会の連携等、就労環境を整えるための具体的な連携には至っていない。	3	市内事業者の人手不足が大きな課題となっていることから、多様な人材を確保する施策としても、仕事と子育ての両立できる環境整備の重要性は高まっているため。	多様な働き方を受け入れる事業者側の体制整備が重要となってくるため、これまで以上に情報共有や支援体制の構築が必要となってくる。	企業に対する意識啓発と子育て世代を支援する就職説明会等の開催	子育て家庭が仕事と子育てを両立しやすい就労環境を整えるため、ハローワークや香川労働局等とも連携を図りながら、子育てを応援する企業を市が支援するための取組を検討・推進します。
4-2 仕事と子育ての両立支援	(2)両立支援のための体制整備	子育て家庭で男女がともに充実した家庭・地域・職業生活が送れるよう、保育施設等での保育、幼稚園での預かり保育、放課後児童クラブ、病児・病後児保育等、就労している保護者の子育て支援施策を継続して実施するとともに、さらなる支援体制の充実に努めます。 また、仕事と子育ての両立ができるよう、働きやすい職場づくりをめざし、市内企業への普及啓発に努めます。	人権課	3	他市町で開催される講演会・セミナー等が新型コロナウイルスの感染拡大によりの減少したため、十分に周知することができなかった。新型コロナウイルス感染に配慮し、経営者向け女性活躍推進セミナーを開催した。	情報の周知・・・1回 経営者向け女性活躍推進セミナー 1回	4	企業や組織のトップに向けて働き方改革やワーク・ライフ・バランスの理解の推進を促すために、講演会等を通じて普及啓発に取り組む必要がある。	内閣府「女性応援ポータルサイト」、女性の活躍推進企業データベースをホームページ等で紹介する。経営者向け女性活躍推進セミナーを行い、採用基準や労働条件の見直しに向けて啓発していく。	両立支援のための体制整備	子育て家庭で男女がともに充実した家庭・地域・職業生活が送れるよう、保育施設等での保育、幼稚園での預かり保育、放課後児童クラブ、病児・病後児保育等、就労している保護者の子育て支援施策を継続して実施するとともに、さらなる支援体制の充実に努めます。 また、仕事と子育ての両立ができるよう、働きやすい職場づくりをめざし、市内企業への普及啓発に努めます。
			保育幼稚園課 子育て支援課	4	令和6年度から放課後児童クラブの開設時間を延長するため制度改正を行い、子育て世帯への就労の支援に努めた。	放課後児童クラブ登録児童数：1,256人（年度当初）	4	放課後児童クラブで保護者が安心して子育てができる環境を提供するため、引き続き制度の改善に努める必要がある。	放課後児童クラブの運営委託促進や施設の安全確保等、保育環境の改善に努めるとともに、教育委員会部局との連携を図り実施場所等を再検討していく。		
				3	私立保育所の延長保育、公立幼稚園での預かり保育の充実、病児・病後児保育事業の実施により両立支援に役立っている。	市内保育施設等在所数：1,320人（年度末） 病児・病後児保育事業利用延べ人数：60人 幼稚園預かり保育利用延べ人数（人日）64,864人	4	延長保育及び幼稚園での預かり保育は、仕事と子育ての両立には必要である。また、病児・病後児保育事業利用者が増えているが、保護者が安心して子育てができる環境を提供するため、引き続き事業普及に努める必要がある。	三豊市内に病児・病後児保育に対応できる施設がなく、利用者は近隣の施設を利用している。引き続き、近隣自治体の病児・病後児保育実施施設との連携を図る等、提供体制の確保に努める。		

目標5:地域における子育て支援の充実

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
5-1 地域における子育て支援サービスの充実	(1)ファミリー・サポート・センター事業	地域で育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と援助したい人（まかせて会員）が会員となり、子どもの保育施設等への送迎や一時預かり等を行い、地域の中で助け合って子どもを育みます。まかせて会員のさらなる確保に努めるとともに、提供体制や制度内容等の充実を図れるよう検討します。	子育て支援課	3	少子化等の影響もあり、活動件数・会員数ともに減少傾向にあるため、R6年4月よりおねがい会員の対象年齢を12歳から18歳へ引き上げ、事業の見直しを行った。	子育ての手伝いをしたい人（まかせて会員）と子育てを依頼したい人（おねがい会員）、両方会員で組織し、地域の有償ボランティアとして子育ての助け合いを行っている。 ・会員数（おねがい会員） R2:713人 R3:726人 R4:732人 R5:707人 ・会員数（まかせて会員） R2:268人 R3:279人 R4:287人 R5:282人 ・活動件数/日人 R2:1,530件 R3:1,083件 R4:1,086件 R5:960件	4	預かり時間外の保育や送迎など狭間のニーズに応えることができることから、子育て支援の一旦を担う重要な事業として位置づけられるため。	おねがい会員の要望が多岐にわたり、それに対応できる会員の確保が課題である。また、まかせて会員養成講座の受講者が少なく、会員も高齢化となり援助ができる会員も減っているため、新規のまかせて会員の募集や養成講座の開催方法など、工夫の必要がある。	ファミリー・サポート・センター事業	地域で育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と援助したい人（まかせて会員）が会員となり、子どもの保育施設等への送迎や一時預かり等を行い、地域の中で助け合って子どもを育みます。まかせて会員のさらなる確保に努めるとともに、提供体制や制度内容等の充実を図れるよう検討します。
5-1 地域における子育て支援サービスの充実	(2)子育てホームヘルプ事業	産前・産後期の家庭に子育てホームヘルパーを派遣し、家事援助や育児援助を行うことで、子育て家庭の負担軽減をはかるとともに、家庭の養育力の育成・向上を支援します。今後は、対象期間等の見直しを含め、必要とする家庭を援助できる支援強化に努めます。 また、利用促進のため一層の普及啓発に努めます。	子育て支援課	4	R3年に事業の見直しを行い、子育て期の対象年齢を6か月から3歳到達の年度末まで引き上げたことから、R4年は活動件数が大幅に増加。コロナ禍（R2年・R3年）は利用が減少したが、R4・R5年は増加となった。 一方で、登録者数はR5年の目標値を下回っているため、登録を勧める等の手立てが必要。	妊娠期の母子手帳交付～出産までと、子育て期の出生～3歳到達の年度末までの利用希望のあった家庭にホームヘルパーを派遣し、家事援助、育児援助を行っている。 ・登録者数（R5年目標値:55人） R1:27人 R2:13人 R3:26人 R4:41人 R5:38人 ・活動件数 R1:193件 R2:47件 R3:49件 R4:205件 R5:213件	4	三豊市の世帯状況はおよそ7割が核家族であり、毎年利用件数も増加している。また、育児不安を抱えた家庭や援助者のいない家庭に対し、重要な子育て支援の役割を担っている。	ホームヘルパーの数が少ないことから、ホームヘルパー研修とファミサポフォローアップ研修とのタイアップなど、養成の機会を増やしていき、利用者のニーズに応えられる体制を整える必要がある。 また、財源の確保も課題。	子育てホームヘルプ事業	産前・産後期の家庭に子育てホームヘルパーを派遣し、家事援助や育児援助を行うことで、子育て家庭の負担軽減をはかるとともに、家庭の養育力の育成・向上を支援します。今後は、対象期間等の見直しを含め、必要とする家庭を援助できる支援強化に努めます。 また、利用促進のため一層の普及啓発に努めます。
5-1 地域における子育て支援サービスの充実	(3)地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に集い、交流することで、育児への不安を解消すること等を目的として、地域子育て支援センターを実施します。 概ね0歳から3歳までの子どもとその家族を対象とした支援センターやつどいの広場に加え、幅広く子どもたちが利用できる中核拠点としての整備に取り組みます。	子育て支援課	3	つどいの広場事業（6ヶ所）をNPO法人及び社会福祉法人に委託して実施した。仁尾地域子育て支援センター事業については、令和5年度からつどいの広場事業として実施し、民間運営委託に切り替えた。地域の子育て支援拠点として、子育て世帯の交流の場を提供し、子どもが健やかに育つよう支援を行った。	つどいの広場事業利用実績 高瀬 詫間 山本 三野 豊中 仁尾 R4 5,454 4,627 2,279 777 6,024 2,298 R5 6,369 636 2,762 1,084 5,621 4,645 合計 R4 21,459人 R5 21,117人	3	民間ならではの子育て支援機能の充実を図ることにより、利用者の子育てへの不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することができる。今後も3つの民間事業者に委託し、事業の充実を図りながら、継続していく。	安心して子育てや子育てができる環境をサポートできるように、利用者一人一人の満足度を上げ、より良い支援ができる内容、体制を模索していく。	地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に集い、交流することで、育児への不安を解消すること等を目的として、地域子育て支援センターを実施します。 概ね0歳から3歳までの子どもとその家族を対象とした支援センターやつどいの広場に加え、幅広く子どもたちが利用できる中核拠点としての整備に取り組みます。
5-1 地域における子育て支援サービスの充実	(4)利用者支援事業	子ども・子育て支援新制度の実施により、ますます子育て支援サービスが多様化する中、個々の保護者のニーズに応じたサービスを提供できるようにするため、基本型に加え、妊娠期から切れ目ない支援を実施することを目的とした母子保健型を実施しています。これにより、子育て世代包括支援センターを開設し、それぞれの状況にふさわしいサービスを選択して円滑に利用できるよう、支援センターと関係機関との連携を推進します。	子育て支援課	3	事業をすくすくに委託している「基本型」と「こども家庭センター型（旧・母子保健型）」であるこども家庭センターないうで情報連携を行った。	NPO法人すくすくに事業を委託し、実施している。市内各地域子育て支援センターに出張し、相談に応じる等、市内全域を網羅できるよう運営を行っている。 令和5年度 相談件数 88件	2	児童福祉法の改正に伴い、制度が大きく変わっている。市内の実態に合わせて利用者支援事業を充実させていく必要がある。	子育ての悩みを抱える保護者や子どもが相談しやすい環境になるように事業を見直し、制度が充実するよう努める。	利用者支援事業	児童福祉法の改正等により、ますます子育て支援サービスが多様化する中、現在の体制に見直しをかけて、より地域に密着した体制を構築します。 基本型とこども家庭センターがきめ細やかな連携を図り、切れ目ない支援体制を作ります。利用者がそれぞれの状況にふさわしいサービスを選択して円滑に利用できるよう、関係機関との連携を推進します。

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
5-1 地域における子育て支援サービスの充実	(5)児童館における交流	子ども会等の地域組織、学校、関係機関等と連携しながら、異年齢の子どもたちの交流や地域住民の交流を図ります。	人権課	3	児童館利用の子どもたちは、低学年から高学年と異年齢の交流によって、人とのつながりができ、また、各クラブなどを通じてさらに人権感覚が磨かれている。	【前田児童館】 ○来館者数 8,085人 ○学習会 小学校学習会91回/年 中学校学習会33回/年 書道教室 週3回×12カ月 【上高野児童館】 ○来館者数6,887人 ○各クラブ 硬筆クラブ32回/年、お話クラブ9回/年、英語クラブ8回/年、手芸クラブ8回/年	4	児童館は、子どもの心身の健やかな成長、発達及び自立が図られることを地域社会の中で、具現化する児童福祉施設であって、地域との連携により子どもの育成に努める必要がある。	児童館は、子どもの心身の健やかな成長、発達及び自立が図られることを地域社会の中で、地域との連携により子どもの育成に努めているが、近年は子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防や早期発見なども求められる。	児童館における交流	子ども会等の地域組織、学校、関係機関等と連携しながら、異年齢の子どもたちの交流や地域住民の交流を図ります。
			子育て支援課	3	遊びや教室活動を通じて児童の健全育成を図ることができる。	豊中町と仁尾町で児童館を運営している。料理、茶道、書道などの教室運営を徐々に増加させ実施した。教室や地域のイベントへの参加などを通して、各世代との交流を図った。	4	今後も健全な遊びをとおして、個別及び集団指導により児童の健全育成を図る。	今後もイベントや教室を増やし、利用人数や、異年齢・地域住民との交流を増やせるよう、検討していく。		
5-1 地域における子育て支援サービスの充実	(6)養育支援訪問事業	要支援児童、特定妊婦、要保護児童等、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業を実施します。 今後は、保育士や保健師等による訪問・相談が行える体制づくりに努め、支援する家庭に適した養育支援を行っていきます。	子育て支援課	3	緊急時や一時的に養育が困難になった際の受け入れに備え、事業は継続すべきと考える。	利用すべきケースの正確な状況把握に努め、特に緊急に利用が必要な場合の対応として、県とも連携し、対策を講じる必要がある。	4	緊急時や一時的に養育が困難になった際の受け入れに備え、事業は継続すべきと考える。	利用すべきケースの正確な状況把握に努め、特に緊急に利用が必要な場合の対応として、県とも連携し、対策を講じる必要がある。	養育支援訪問事業	要支援児童、特定妊婦、要保護児童等、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業を実施します。 今後は、保育士や保健師等による訪問・相談が行える体制づくりに努め、支援する家庭に適した養育支援を行っていきます。
5-1 地域における子育て支援サービスの充実	(7)世代間交流・地域開放の促進	保育施設・幼稚園等において、中学生や高校生の職業体験や地域住民との里山登山体験、老人会との交流等、積極的に地域での世代間交流に取り組みます。 また、降園後に親子で遊ぶ場や保護者同士の交流の場としての園庭開放や、地域の公共施設等におたよりを掲示する等、地域開放や地域交流を推進します。今後は、園庭開放での安全利用のための取組を検討します。	保育幼稚園課 学校教育課	3	地域差や保育所に在籍する子どもの年齢などにより年間計画を作成している。	各施設で、計画に沿って実施されている。	4	地域の実態や保育所の実情に応じた取組をすることで、世代間交流に繋がる。	負担ととならない範囲で世代間交流を実施することで、地域に根差した施設としての位置を確立する。	世代間交流・地域開放の促進	保育施設・幼稚園等において、中学生や高校生の職業体験や地域住民との里山登山体験、老人会との交流等、積極的に地域での世代間交流に取り組みます。 また、降園後に親子で遊ぶ場や保護者同士の交流の場としての園庭開放や、地域の公共施設等におたよりを掲示する等、地域開放や地域交流を推進します。今後は、園庭開放での安全利用のための取組を検討します。

目標5:地域における子育て支援の充実

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
5-1 地域における子育て支援サービスの充実	(8)一時預かり事業	保護者の短時間就労や心身の負担の解消等のため、一時的・緊急的な保育が必要となる場合の一時預かりを行います。今後は、預かり時間の拡大等についても検討します。 また、幼稚園の通常の教育とは別に、保育が必要な園児に対する預かり保育を継続して実施します。保育の質の充実に取り組みます。	子育て支援課	3	令和6年度から新たに土曜日に受け入れ可能な事業所に事業を委託し、土曜保育の拡充ができた。	新型コロナウイルスの感染拡大により、利用人数が減少していたが、5類移行後も出生数の減少等により利用者数は増加していない。 令和6年度から新たに高瀬町のサンサンコーポレーションに余裕活用型として事業を委託し、豊中町のフレنزについても隔週で土曜日の開設を始めた。	4	「こども誰でも通園制度今後も利用人数、ニーズ等を確認しながら土曜保育の拡充等を検討しながら事業を継続していく。	保護者の就労やリフレッシュを目的とした土曜保育の需要が高いが実施施設がチャイルドハウスみとよのみである。今後もニーズを確認しながら土曜保育の拡充について検討していく。	一時預かり事業	保護者の短時間就労や心身の負担の解消等のため、一時的・緊急的な保育が必要となる場合の一時預かりを行います。今後は、預かり時間の拡大等についても検討します。 また、幼稚園の通常の教育とは別に、保育が必要な園児に対する預かり保育を継続して実施します。保育の質の充実に取り組みます。
			保育幼稚園課 学校教育課	3	三豊市内全幼稚園において、全年齢の預かり保育を実施している。 また、長期休業中の給食提供も行っている。	幼稚園預かり保育利用延べ人数(人日):64,864人	4	幼稚園預かり保育は、園児の75%程度(387人/514人)が利用しており、事業の継続が必要である。	預かり保育専従職員は、保育士等の資格保有者が園に1人以上必要のため職員確保が難しい状態である。		
5-1 地域における子育て支援サービスの充実	(9)病児保育事業 (病児・病後児保育)	病気の回復期にある乳幼児・児童の一時的な預かりを病院等で実施し、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。今後は、サービス実施施設の充実について検討・推進します。	保育幼稚園課	3	子どもが病気・病気の回復期であり、集団で保育することが困難な場合、その子どもを一時的に保育する病児・病後児保育施設利用料を無料化することにより、当該世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備している。	病児・病後児保育事業利用人数(年間:延べ人数) ⇒60人	4	病児・病後児保育事業利用者が増えているが、保護者が安心して子育てができる環境を提供するため、引き続き事業普及に努める必要がある。	三豊市内に病児・病後児保育に対応できる施設がなく、利用者は近隣の施設を利用しているため、利用件数が少ない。今後は、近隣自治体の小児科医、病児・病後児保育との連携を図る等、提供体制の確保に努める。	病児保育事業 (病児・病後児保育)	病気の回復期にある乳幼児・児童の一時的な預かりを病院等で実施し、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。今後は、サービス実施施設の充実について検討・推進します。
5-1 地域における子育て支援サービスの充実	(10)子育て短期支援事業	保護者が病気や仕事、育児疲れ等で一時的に子どもの養育が困難になったときに、児童福祉施設等で食事の提供や入浴等の生活援助を受けることができます。サービスを必要とする人のための普及啓発に努めます。	子育て支援課	3	緊急時や一時的に養育が困難になった際の受け入れに備え、事業は継続すべきと考える。	利用すべきケースの正確な状況把握に努め、特に緊急に利用が必要な場合の対応として、県とも連携し、対策を講じる必要がある。	4	緊急時や一時的に養育が困難に継続すべきと考える。	利用すべきケースの正確な状況把握に努め、特に緊急に利用が必要な場合の対応として、県とも連携し、対策を講じる必要がある。	子育て短期支援事業	保護者が病気や仕事、育児疲れ等で一時的に子どもの養育が困難になったときに、児童福祉施設等で食事の提供や入浴等の生活援助を受けることができます。サービスを必要とする人のための普及啓発に努めます。
5-2 子どもの健全育成の推進	(1)放課後児童クラブ	保護者が就労や疾病等により、昼間家庭で児童を保育することができない場合、放課後及び長期休業中に放課後児童クラブを実施し、遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。研修や指導による支援員の資質の向上や適切な施設管理による保育環境の向上に努めます。	子育て支援課	4	新規民間委託に向けてプロポーサル審査委員会を実施したり、委託料の見直しを行うなど公設民営化の促進ができた。 また、保育環境の改善について、学校等と協議を進めた。	令和6年度から新たに笠田・上高野放課後児童クラブの運営を民間委託するためにプロポーサル審査委員会を実施した。 利用人数が増加したクラブが多くある。長期休業期間中については学校等と協議し、空き教室を活用するなど対策を取り、児童が過ごしやすい環境づくりを行った。 少しずつ、課題に対応しているが長期休業期間中の昼食提供など今後対応するべき課題が残る状況。	3	少しずつ、課題解決に向けて取り組んでいるが、利用児童が増加していることによる実施スペースの確保など課題がある。問題に対処しながら放課後及び長期休業期間中の児童の居場所として継続する。	委託による公設民営化の促進や施設の安全確保等、保育環境の改善に努めるとともに、教育委員会部局との連携を図り実施場所等を再検討していく。	放課後児童クラブ	保護者が就労や疾病等により、昼間家庭で児童を保育することができない場合、放課後及び長期休業中に放課後児童クラブを実施し、遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。研修や指導による支援員の資質の向上や適切な施設管理による保育環境の向上に努めます。
5-2 子どもの健全育成の推進	(2)健全育成の環境づくり	家庭・学校・福祉・警察等の関係機関や地域住民とも連携しながら、各種ふれあい活動や講演会等を通して、子どもの健全育成を推進します。	少年育成センター	3	家庭、学校、地域、関係機関・団体等が連携を密にしながら、市民一体となって「県民運動活性化支援事業」「青少年の自立と社会参加活動推進事業」「青少年健全育成の広報・啓発活動の推進」「青少年を取り巻く有害環境対策事業」を柱に、青少年の健全育成に取り組んでいる。	・校区会議等による、世代間交流、体験活動、ボランティア活動などの活性化を支援している。 ・善行青少年、地域の育成功労者の顕彰を実施している。(R5 善行青少年1名、青少年健全育成功労者2名) ・青少年健全育成啓発作品の表彰、健全育成講演会を実施している。(R5 講演会,R5 表彰式絵画22名 応募総数249、標語19名 応募総数2722) ・健全育成啓発カレンダーを作成し配布している。	4	地域の大人が健全育成に積極的に関わり、学校と地域の連携事業、世代間交流事業など、地域の特色を活かした様々な活動を行うことにより、健全育成と地域活性化の相乗効果を生んでいる。また、善行者の顕彰や啓発カレンダーの作成・配布を行うことにより、啓発活動が推進ができています。 健全育成講演会を開催し、青少年が様々な体験をし、豊かな心と身体を育むための機会を提供している。	家庭、学校、地域、関係機関・団体等が連携しながら「地域で子どもを育てる」という機運を高め、青少年健全育成活動のより一層の活性化を図ってきたい。	健全育成の環境づくり	家庭・学校・福祉・警察等の関係機関や地域住民とも連携しながら、各種ふれあい活動や講演会等を通して、子どもの健全育成を推進します。

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
5-2 子どもの健全育成の推進	(3)地域の人材育成の推進	子ども会活動やジュニア・リーダーによる野外活動・レクリエーション等の活動を通じて、子どもが主体的・自立的に行動できる力を育み、ひいては地域で活躍する児童の中のリーダー育成につなげます。現在、ジュニア・リーダーは地域による偏在がありますが、全市的なジュニア・リーダーの育成をめざします。	生涯学習課	2	単位子ども会活動がコロナ禍をきっかけに大幅に減少傾向にある。市子連組織の簡略化に伴い、町子連を廃止し、ジュニアリーダーとして地域で活動できる場が減少し、リーダーの育成ができていない。	市子連の行事開催時に、ジュニアリーダーの認定手続や活動内容・必要性について説明した。	2	地域における活動のため、指導者となるリーダーの育成は必要である。	市全域においてジュニア・リーダーの人数が増えるよう、意義や活躍の場について周知し、保護者も含めて興味関心を持たせるよう努める。	地域の人材育成の推進	現在、市内にジュニア・リーダーは在籍しないので、小学卒業までに体験した単位子ども会での活動や市子連主催の「子ども広場」への参加体験を通して、子どもたちが自主的・主体的に行動できる力を育み、地域で活躍するリーダー育成をめざします。
5-2 子どもの健全育成の推進	(4)子どもの居場所づくり	子どもを取り巻く環境が目まぐるしく変わるなか、地域で子どもたちを見守り育てることが大切です。ボランティアや民間団体等が主体的に運営する子どもの居場所づくりを進めます。子ども食堂等の居場所に子どもが集まり、食の提供だけではなく、学習支援や多世代交流を行うことで、子どもの健全な育成の推進を図ります。また、貧困や引きこもり、児童虐待等、問題を抱えた子どもやその家庭の支援を行える関係機関へとつなぐ役割も担っています。	子育て支援課	3	コロナ禍で子ども食堂等を実施できない期間もあったが、、R4・R5年は前年度と比べ開催数・参加延数ともに増加したため。	こどもの居場所づくりに関わる14団体が助成金の交付を受け、子ども食堂等の居場所づくり事業を実施した。コロナ禍で活動に制限がかかった令和3年度より大きく増となり、居場所づくりとしての本来の活動が戻りつつある。 ・こども居場所づくり事業登録団体:11団体(R5) ・こどもの居場所開催実績(助成金活用団体集計) R4:開催数493回、参加延数11,684人 R5:開催数558回、参加延数15,625人	4	居場所数は令和2年度の事業開始時から増えているため、今後もこどもの身近な場所に居場所ができるよう支援していく。	こどもの居場所づくりを行う団体等が、できるだけ活動を継続し続けられるよう助成金を含めた支援の内容を検討していくとともに、フードパントリーやフードドライブ等の活動も支援していく。	子どもの居場所づくり	子どもを取り巻く環境が目まぐるしく変わるなか、地域で子どもたちを見守り育てることが大切です。ボランティアや民間団体等が主体的に運営する子どもの居場所づくりを進めます。子ども食堂等の居場所に子どもが集まり、食の提供だけではなく、学習支援や多世代交流を行うことで、子どもの健全な育成の推進を図ります。また、貧困や引きこもり、児童虐待等、問題を抱えた子どもやその家庭の支援を行える関係機関へとつなぐ役割も担っています。

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
6-1 生活環境の整備	(1)良好な居住環境の整備	「三豊市市営住宅ストック総合活用計画」及び「三豊市市営住宅長寿命化計画」に基づき、市営住宅建替えの検討時には、災害対策やバリアフリー等を考慮に入れ、子育て世帯が安心して居住できる環境の整備を実施します。 また、公園等が子どもの遊び場や交流・憩いの場として適切に利用できるよう、利用状況を把握しつつ、遊具の点検や修繕を行い、既存施設の整備を図っていきます。	産業政策課	3	コスモランドみのの大型遊具は日常点検を行っており、老朽化により大規模な修繕が必要な箇所を使用禁止にしているが、修繕の目途が立っていない。	弥谷山ふれあいの森公園(道の駅ふれあいパークみのの)は指定管理者による維持管理を、栗島海洋記念公園は指定管理者と民間委託による維持管理を適切に行っている。 コスモランドみのの大型遊具は日常点検と小規模な修繕を行っている。 栗島海洋記念公園内の樹木選定や植栽管理は、民間団体等に委託し効率的に実施している。	4	概ね公園の設置目的に沿った公園管理ができている。今後も適切な維持管理に努めていく。	公園機能が十分発揮できるよう民間活力による維持管理に努める。老朽化が進む遊具については、計画的な修繕に努め、子どもの遊び場や交流・憩いの場として提供する。	良好な居住環境の整備	「三豊市市営住宅ストック総合活用計画」及び「三豊市市営住宅長寿命化計画」に基づき、市営住宅建替えの検討時には、災害対策やバリアフリー等を考慮に入れ、子育て世帯が安心して居住できる環境の整備を実施します。 また、公園等が子どもの遊び場や交流・憩いの場として適切に利用できるよう、利用状況を把握しつつ、遊具の点検や修繕を行い、既存施設の整備を図っていきます。
			建築住宅課	3	本計画期間における大規模改修案件として、改良住宅1地区の建替え事業を進めているが、バリアフリー対策等を考慮し設計ほか施工対応している。	現在市内の市営住宅1地区において、令和7年度竣工に向けてバリアフリー対応した改良住宅建替え事業を進めている。 その他既存市営住宅においては、居住者からの要望等を受け必要に応じて修繕対応をしている。また団地内公園の遊具点検や周辺域の除草、伐木ほか環境保全対応についても順次実施している。	4	今後とも市営住宅建替え・大規模改修等の更新のタイミングで、高齢者や子育て世帯ほか誰もが安心して居住できるように、ユニバーサルデザインの考えに基づいた居住空間のバリアフリー化を推進・整備していく。	実施にあたり、対策が必要な住宅の選定と予算の確保。		
			都市整備課	3	公園の状況を確認し、必要に応じて草刈のタイミングを変更しながら実施している。また、遊具の保守点検結果により緊急性の高い箇所を選定し、毎年修繕等を行っている。しかしながら、点検基準の改定や緊急修繕の発生、遊具の老朽化等により、修繕は後を絶たず、継続して実施していく必要がある。	清掃 14施設(週1回～月4回) 草刈 17施設(年2回～年4回) 遊具日常点検 8施設(職員が見回り) 遊具保守点検 8施設(年1回、専門業者委託) 点検結果により、修繕を実施	4	今後も来園者に安心して公園を利用していただけるよう、引き続き適切な維持管理を行う。	近年、人に害を与える外来種生物も発見されており、特に夏場を中心に見回りを行う。		
			土地改良課	3	設置遊具の安全性確保、及び公園内の樹木剪定等を実施し、適切な施設環境の維持管理に努めている。また園内、共用トイレ等の清掃を管理委託先の地元自治会等と連携して実施している。	樹木の剪定・草刈 R2:2件 R3:3件 R4:3件 R5:5件 公園施設(浄化槽・電灯等)の修繕 R2:10件 R3:3件 R4:3件 R5:5件 公園遊具の修繕・撤去 R2:1件 R3:4件 R4:1件 R5:0件 遊具の安全点検:遊具設置11公園(R2～5)	4	経年劣化により老朽化の著しい施設もあるが、引き続き施設の安全確保に努め、受託者においても契約書等に基づき適正な維持管理ができています。	受託先(自治会等)で、メンバーが高齢化により、草刈り等において支障がある団体が出てきている。また、遊具の劣化も進んでおり、利用状況を鑑みながら、受託先と協議をしつつ修繕・撤去を進めている。住民の憩いの場としての公園機能が十分発揮できるよう管理委託先と連携し、適切な維持管理に努めていく。		
6-1 生活環境の整備	(2)安全な道路交通環境の整備	道路整備に当たっては、災害時への対応やバリアフリー化、環境・景観の保全等に配慮し、環境と人にやさしい道づくりを進めます。 幹線道路の歩道整備計画を進めるとともに、未就学児が日常定期に集団で移動する経路、通学路においては、関係機関と合同安全点検を実施し危険箇所の解消に取り組みます。	建設港湾課	4	幹線道路の歩道整備はほぼ計画どおりに進んでいる。 通学路の危険箇所対策については、当初の予定より前倒しで完了予定である。	幹線道路(歩道)整備工事 4路線 用水路転落防止対策工事 21路線 通学路危険箇所対策実施箇所 69箇所	4	学校再編による通学路の変更など、道路交通環境の変化に合わせた道路整備が求められている。また、整備後は適切に維持管理していく必要がある。 なお、本市管理道路以外(県・国道)についても、必要性を訴え要望を継続的に実施していく。	関係機関合同による危険箇所点検を実施すると、通学路の変更や道路交通環境の変化等により、新たな対策箇所が必ず確認される。対策内容により、予算規模が変わることから、時代に合った適切な工法を検討するとともに、継続して進めていく必要がある。	安全な道路交通環境の整備	道路整備に当たっては、災害時への対応やバリアフリー化、環境・景観の保全等に配慮し、環境と人にやさしい道づくりを進めます。 幹線道路の歩道整備計画を進めるとともに、未就学児が日常定期に集団で移動する経路、通学路においては、関係機関と合同安全点検を実施し危険箇所の解消に取り組みます。

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
6-1 生活環境の整備	(3)「子育てバリアフリー」の推進	子育て家庭の親子が利用する公共施設やスーパーマーケット等の新築や増改築の計画があることが分かった場合には、ベビーコーナーの設置について働きかけます。 公共施設の新築、増改築時には、段差のない床等、バリアフリーに配慮した施設づくりを実施するとともに、既存の公共施設等、親子の集う場所へのおむつ交換台の設置に取り組みます。	建築住宅課	3	不特定多数の利用するコミュニティセンター等の新築工事においては、バリアフリーに配慮した工事を実施した。また、図書館等のトイレにおいて、順次洋式化を進めている。また、設計においても、バリアフリートイレの計画等を盛り込み、設計を実施した。	令和5年度実施の工事では、大浜コミュニティセンター新築工事において、バリアフリートイレの設置及びベビーベッドの設置、出入り口段差のスロープでの解消等を実施し、子育て世代の利用に配慮した。 また、市民センター詫間(仮称)新築工事の設計業務においては、共用部でのバリアフリートイレの設置を計画することに加えて、子育て支援施設の計画では、段差をなくす、未就学児に対する安全配慮、ベビーカーの置き場等、多岐にわたる検討を行い設計に反映した。	4	今後とも公共施設の整備にあたっては、高齢者及び子育て世代に対応した整備が必要である。福祉のまちづくり条例の改定状況や、他自治体の事例などを研究しながら、施設整備に反映していく必要がある。	実施にあたり、限られた予算の中でも最も効率的かつ効果の高い方策を実現していく必要があり、専門的な見地での事例研究や施設管理者からの聞き取りを積極的に行う必要がある。	「子育てバリアフリー」の推進	子育て家庭の親子が利用する公共施設やスーパーマーケット等の新築や増改築の計画があることが分かった場合には、ベビーコーナーの設置について働きかけます。 公共施設の新築、増改築時には、段差のない床等、バリアフリーに配慮した施設づくりを実施するとともに、既存の公共施設等、親子の集う場所へのおむつ交換台の設置に取り組みます。
6-2 安全・安心な地域づくりの推進	(1)子どもが被害に遭わないためのまちづくり	地域住民による安全安心パトロール隊や子ども地域安全見守り隊の活動を実施していますが、住民参加の地域偏在があるため、参加者の促進に努めます。また、夜間の犯罪を未然に防止し、通学路等の通行の安全を図るため防犯灯の設置・維持管理を実施します。 子どもが1日の大半を過ごす場である教育・保育施設については、安全で豊かな環境を確保することが不可欠であるため、施設については非構造部材も含めた耐震化を図るとともに、命を守るための防災訓練を実施します。また、学校遊具を安心して利用できるよう、点検・修理を実施します。	総務課	3	防犯灯の新設及び維持管理、LED化について、本年度も継続して実施している。	児童・生徒の夜間通行時の安全を確保するため、自治会より危険箇所についての防犯灯設置申請書を提出いただき、予算の範囲内で必要と思われる場所に防犯灯を設置した。また、既設防犯灯においては、住環境に合った必要とされる場所に移設を行い、安全性の向上を図った。 防犯灯新設件数 R2:10件、R3:10件、R4:10件	2	市内にすでに約4,100灯の防犯灯があり、99%についてLED化されている。そのため、防犯灯を新設するだけでなく、既存のものを現在の住環境に合った必要とされる場所に移設させることで、通学路等の安全管理に努めたい。	予算に限りがあるので、新設要望が多数の際は必ずしも希望に添えない場合がある。また、すでに約4,100灯が設置されている。そのため、関係自治会の同意のもと、既存の防犯灯を現在の住環境に合った必要とされる場所に移設させる等、有効に利用していくことでよりよい防犯環境の整備に努めたい。	子どもが被害に遭わないためのまちづくり	地域住民による安全安心パトロール隊や子ども地域安全見守り隊の活動を実施していますが、住民参加の地域偏在があるため、参加者の促進に努めます。また、夜間の犯罪を未然に防止し、通学路等の通行の安全を図るため防犯灯の設置・維持管理を実施します。 子どもが1日の大半を過ごす場である教育・保育施設については、安全で豊かな環境を確保することが不可欠であるため、施設については非構造部材も含めた耐震化を図るとともに、命を守るための防災訓練を実施します。また、学校遊具を安心して利用できるよう、点検・修理を実施します。
			保育幼稚園課	3	毎年、点検・修繕については、適切に執行できているが、課題にもある代替品等の対応ができていない。	毎年度、全施設の遊具等の点検を実施し、必要な箇所には手を入れ、できる限り施設等を安全に使用できる状態の維持に努めている。	4	施設の再編、更新と併せて安心・安全な施設整備や周辺整備に検討を続けたい。	老朽化した遊具の撤去について、その代替品が予算措置されない。子どもが安全で豊かな環境を確保するためにも、撤去後の新たな遊具の購入を検討する。		
			学校教育課	3	各学校において、毎月安全点検を実施し、施設の点検・修繕を行い、児童生徒が安全に生活できる環境づくりに取り組んでいる。	各学校では毎月全教職員が教室や遊具等の安全点検を実施しており、児童生徒の安全確保に努めている。また、防犯・防災訓練を年間企画に位置付け、実施している。その際、すべての学校で「デジ防災」を活用し、継続的・計画的に取り組んでいる。	4	今後起こり得る自然災害やhん財致の知識の習得や取るべき行動等、発達段階に応じてより実践的な防災・防犯教育を行うことが求められる。	事故や災害時に、児童生徒が自分の命や安全を守るためにどのように行動すべきか、主体的に行動できるよう実践的な教育を行っていく必要がある。家庭や地域と連携し、防災・防犯教育を推進していくことが必要である。		
			少年育成センター	3	安全安心パトロール隊の隊員が巡回を行っているが、隊員の高齢化(平均年齢70歳以上)に伴い、退任する人が多い。そこで、人員確保のために、創意工夫しながら若い新規隊員を募集する必要がある。 「子ども地域見守り隊」また「子どもSOSの家」の登録数は校区によって活動内容や人数は異なるが、原点に戻り、各学校ごとに活動の趣旨や「子どもSOSの家」の対応マニュアルについても再確認を行っていく。自治会、民生児童委員、安全推進員など、地域の各種団体やPTAとも連携を図りながら、さらに「地域の子どもは地域で守る」という意識の高揚を図る必要がある。	・安全安心パトロール隊(R5年度329名)によって、下校時の巡回・防犯啓発活動を通年実施している。 ・安全安心パトロール運転者講習会(毎年1月)を実施している(3年に1度は受講)。 ・安全安心パトロール隊の各校区連絡会を必要に応じて随時実施し、三豊市安全安心パトロール隊の共通理解・意識を高めている。 ・子ども地域安全見守り隊(R5年度979名)による登下校の見守り活動を実施している。募集・登録は学校が行い、新年度に名簿を見直している。 ・補導員(R5年度143名)による平日の薄暮補導や、少年育成センター補導員による早朝駅前補導や小学校周辺パトロールを実施している。 ・緊急避難場所「子どもSOSの家」(R5年度 登録数1,113軒)を設置し、年1回学校ごとに設置状況調査等で登録の見直しをしている。	4	現在活動している隊員や地域の各種団体の代表者を通じて、防犯ボランティアの参加者はやや減少傾向にある。 地道な活動が地域にも認知され、高齢化による退任が多いなか、新規隊員も増えており、「地域の子どもは地域で守る」という意識の高揚が図られ、防犯ボランティアの輪が広がっている。 「安全安心パトロール隊員」の活動に対する意識が高く意欲的である。また、校区によって「子ども地域見守り隊」の隊員が、毎朝児童の登校班に付き添い、学校付近まで引率する姿が見られる。	子どもたちを不審者等の犯罪から守るために、その抑止力となる上記の見守り活動・パトロール活動を強化し、学校・地域・家庭・関係機関・団体等が緊密な連携を図りながら、さらに「安全・安心なまちづくり」の実現を目指したい。 子ども地域見守り隊については、校区によって活動内容や活動人数に異なりがあるために、活動に対する意識に違いはある。そのために、原点に戻り、各学校ごとに活動の趣旨や内容等を再確認し、黄色のベストや帽子を着用してもらうよう各学校を通じて働きかけたい。		

計画での位置づけ及び概要				進捗状況の評価			今後の取り組み内容				
基本施策	主な取り組み	概要	担当部署	4 十分できている 3 ややできている 2 あまりできていない 1 まったくできていない	理由	実施状況	4 継続 3 充実 2 見直し・改善 1 完了	理由	今後の課題・検討事項	主な取り組み	概要
6-2 安全・安心な地域づくりの推進	(2)交通安全教育の推進	市内の保育施設・幼稚園等、小・中学校の幼児・児童・生徒を対象に交通安全教室を実施します。警察署や交通指導員、地域ボランティア等と連携し、幼児・児童・生徒に対して交通安全教育を行います。	総務課	3	警察署や交通指導員と連携し、市内幼児・児童・生徒を対象に交通安全教室を実施した。	小学校18校、中学校7校、幼稚園7園、保育所1所において、延べ38回の交通安全教室を実施した。 交通安全教室実施件数 R2:11件、R3:30件、R4:32件 ※R2はコロナウイルスの影響による中止が多かったため、件数が少なくなっている。	4	交通ルールを学び、正しい知識を身につけ実践する機会として、今後も継続していく必要がある。また、交通ルールに対する理解を深めることで、事故に遭わない、起こさないという、将来につながる交通安全意識の形成を図る。	現状、簡易信号機の設置に時間を要している。信号機設置による時間対効果は低いため、来年度からは、廃止の方向で検討している。(代替案として、先生による、口頭で信号の変更を伝える方法を検討)	交通安全教育の推進	市内の保育施設・幼稚園等、小・中学校の幼児・児童・生徒を対象に交通安全教室を実施します。警察署や交通指導員、地域ボランティア等と連携し、幼児・児童・生徒に対して交通安全教育を行います。
			保育幼稚園課	4	警察署や交通指導員、PTA保護者会と連携し、交通安全キャンペーン等の行事を行った。	計画に沿って実施されている。	4	引続き関係各所と連携し、交通安全教育の推進を行う。	なし		
			学校教育課	3	各学校では、教職員が交通指導を行ったり、PTAや地域ボランティアによる登下校の見守り活動を行ったりして、安全な登下校ができるようにしている。	小学校では、集団登下校時に教職員が下校指導を定期的に行うことで、交通ルールや危険箇所の確認を行っている。	4	児童生徒1人ひとりが安全意識をもって行動できるよう、自転車のルールなど、継続して指導していく必要がある。また、安心・安全な地域づくりのためには、保護者、地域、関係機関との連携をさらに強化していく必要がある。	引き続き、継続して保護者啓発に取り組み、家庭とともに交通安全指導を行っていく。また、自分の命を守るために、児童生徒自らが通学路の危険箇所を把握するなど、交通安全の意識を高める指導を行うことが大切である。		
6-2 安全・安心な地域づくりの推進	(3)チャイルドシートの着用推進	自動車走行中の子どもの安全を確保するため、警察等と連携した保育施設・幼稚園等における啓発・指導を行う等、チャイルドシート着用を啓発し、着用率の向上を図ります。	総務課	3	全国交通安全運動期間に、保育所及び幼稚園に依頼してチャイルドシートの着用率調査を実施するとともに、交通安全の啓発を行った。	春・秋の全国交通安全運動に合わせて保育所及び幼稚園に依頼し、チャイルドシート着用の啓発と着用率調査を実施した。R5の着用率は72.6%であった。また、幼稚園・保育所での交通安全教室において、チャイルドシートの必要性等についての指導・啓発を実施した。 チャイルドシート着用率 R2:74.4%、R3:75.5%、R4:74.2%	4	毎年継続して着用率調査を依頼することで、チャイルドシート着用の安全性を周知し啓発を行っていく。また、保育所、幼稚園での安全教室において、保護者に対するチャイルドシートの必要性等についての指導、啓発を引続き実施していく。	着用率については全体的に従来よりも低くなっている。ここ数年、70%台を水位しているが、まだ十分とは言えず、全員が着用することが目標である。さらに着用率を高めるための新たな取り組みが必要である。	チャイルドシートの着用推進	自動車走行中の子どもの安全を確保するため、警察等と連携した保育施設・幼稚園等における啓発・指導を行う等、チャイルドシート着用を啓発し、着用率の向上を図ります。

令和5年度 教育・保育に係る需要と供給の状況（進捗状況調査票）

【高瀬区域】

	計画値					実績値				
	1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定		1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定	
		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1～2歳		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1～2歳
利用者	92	80	167	56	164	39	104	179	60	168
定員	321		141	61	188	327		135	64	170
過不足	149		▲ 26	5	24	184		▲ 44	4	2

【山本区域】

	計画値					実績値				
	1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定		1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定	
		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1～2歳		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1～2歳
利用者	9	24	72	18	59	9	0	101	6	43
定員	30		122	18	82	30		120	15	75
過不足	▲ 3		50	0	23	21		19	9	32

【三野区域】

	計画値					実績値				
	1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定		1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定	
		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1～2歳		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1～2歳
利用者	52	52	91	30	101	31	75	80	24	94
定員	210		70	33	94	210		70	33	95
過不足	106		▲ 21	3	▲ 7	104		▲ 10	9	1

【豊中区域】

	計画値					実績値				
	1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定		1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定	
		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1～2歳		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1～2歳
利用者	59	181	25	41	127	45	172	39	24	103
定員	270		44	43	164	270		30	37	144
過不足	30		19	2	37	53		▲ 9	13	41

【詫間区域】

	計画値					実績値				
	1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定		1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定	
		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1～2歳		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1～2歳
利用者	23	39	160	31	107	25	32	139	18	81
定員	120		170	20	90	120		170	20	90
過不足	58		10	▲ 11	▲ 17	63		31	2	9

【仁尾区域】

	計画値					実績値				
	1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定		1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定	
		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1～2歳		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1～2歳
利用者	4	59	18	10	38	14	4	56	9	30
定員	95		40	10	40	35		75	10	50
過不足	32		22	0	2	17		19	1	20

【財田区域】

	計画値					実績値				
	1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定		1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定	
		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1～2歳		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1～2歳
利用者	17	31	10	9	27	6	0	49	4	15
定員	80		20	10	40	15		60	10	40
過不足	32		10	1	13	9		11	6	25

【市域全体】

	計画値					実績値				
	1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定		1号認定 (幼稚園・認定こども園)	2号認定		3号認定	
		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1～2歳		幼稚園(預かり保育利用)	保育所・認定こども園	0歳	1～2歳
利用者	256	466	543	195	623	169	387	643	145	534
定員	1,126		607	195	698	1,007		660	189	664
過不足	404		64	0	75	451		17	44	130

令和5年度 地域子ども・子育て支援事業の実施状況（進捗状況調査票）

(1)利用者支援事業

	確保方策	実績
基本型・特定型（か所）	1	1
母子保健型（か所）	1	1

【取組状況について】

子育てに関する相談や、妊産婦の悩み等を解決するため、家庭のニーズに合わせた情報提供や助言を行い、適切な機関や制度等を紹介することを目的とした事業である。基本型の業務については、NPO法人すくすく業務委託し、子育て支援コーディネーター3名で対応に当たった。つどいの広場等にも出張し、様々な相談や質問に対応する中で、母子保健型と連携を図りながら包括的な支援を行った。

年間利用実績
令和5年度：197人・213件（参考）令和4年度：219人・418件

(2)地域子育て支援拠点事業

	量の見込み	実績
利用人数（人回）	36,769	21,117

【取組状況について】

つどいの広場事業（6ヶ所）をNPO法人及び社会福祉法人に委託して実施した。仁尾地域子育て支援センター事業については、令和5年度からつどいの広場事業として実施し、民間運営委託に切り替えた。地域の子育て支援拠点として、子育て世帯の交流の場を提供し、こどもが健やかに育つよう支援を行った。

コロナの5類移行後も、利用者数は大きく回復していない。また、たくま広場は施設建て替え中のため土曜日のみの実施であり、見込みと乖離がでている。

【利用実績】令和5年度

つどいの広場事業 21,117人 6ヶ所（大人：10,013人、子ども：11,104人）

(3)妊婦健診事業

	量の見込み	実績
対象人数（人）	340	309
健診回数（回）	3,808	3,408

【取組状況について】

妊娠届出時には定期的に健診を受診するよう勧奨している。妊婦一人当たりの妊婦健康診査受診回数は昨年と同等であり、定期的な健診は受けることができている状況と考えられる。

令和5年度：妊娠届出者数（妊婦転入含）309/健診回数3,408＝9.0回

（参考）令和4年度：妊娠届出者数（妊婦転入含）315/健診回数3,503＝11.1回

(4)乳児家庭全戸訪問事業

	量の見込み	実績
実施人数（人）	362	275

【取組状況について】

出生数が減少していることから、実績が減少している。
全数産後4か月以内に訪問できている。

訪問対象者数・・・275件

訪問実施者数・・・275件

※乳児家庭全戸訪問事業とは・・・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行い、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、適切なサービス提供につなげる。乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。

(5) 養育支援訪問事業

	量の見込み	実績
利用人数（人）	5	3

【取組状況について】

平成27年10月から開始した事業で、要保護児童、特定妊婦など養育支援が特に必要な家庭に家事支援・相談支援などを行っている。事業実施には、保護者の同意が必要である。
市では現在、三豊市社会福祉協議会へ家事支援を委託しており、令和5年度は3人の家庭を支援した。各ケースの実情に応じて保護者の意向を尊重しつつ、家庭の状況に適した支援計画を立て支援を行っている。

（参考）令和4年度：利用人数（2人）

(6) 子育て短期支援事業

【ショートステイ】

	量の見込み	実績
利用人数（人日）	10	11

【トワイライトステイ】

	量の見込み	実績
利用人数（人日）	3	0

【取組状況について】

保護者が、病気や仕事、育児疲れなどにより児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等にて一時的に養育・保護を行う事業で、市では現在、県内5か所の施設と委託契約をしている。
時期や定員など、施設側の空き状況により、受け入れの可否が左右されるところがある。
定期的な利用も見込まれている中、受け入れが必要となった場合に対応できる体制づくりが求められている。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

【低学年】

	量の見込み	実績
利用人数（人日）	568	255

【高学年】

	量の見込み	実績
利用人数（人日）	277	199

【取組状況について】

利用目的としては、習い事及び一時預かり施設への送迎が多かった。
また、令和5年度利用実績は、昨年度比128.9%となったが、見込みは大きく下回った。
今後も利用は増えると推測されるが、まかせて会員数の増員及び送迎を含め、援助中の事故発生時のリスクマネジメントを確立し、適切な対応ができる体制を継続していく。

(8)一時預かり事業

ア. 幼稚園在園児対象

	量の見込み	実績
利用人数（人日）	76,312	64,864

【取組状況について】

令和元年10月からの預かり保育料無償化、令和2年度からの市内全幼稚園での3歳児預かり保育の開始、並びに長期休業中の給食提供により、幼稚園在籍数の75%程度が預かり保育を利用している状態である。

イ. 幼稚園在園児以外

	量の見込み	実績
利用人数（人日）	3,504	3,115

【取組状況について】

一時預かり事業での未就学児の一時預かりについては、チャイルドハウスみとよ（三野町）、すくすく（仁尾町）、フレンズ（豊中町）、笑愛会（高瀬町）の4カ所で実施。保護者の負担軽減の役割を担っている。利用料金は1時間300円。

【利用人数（延べ）】

令和5年度：2,609人（参考）令和4年度：2,867人

ファミリー・サポート・センター事業での未就学児の一時預かりについては、利用料金は平日7:00～19:00であれば1時間700円、それ以外は800円である。

【利用人数（延べ）】

令和5年度：506人（参考）令和4年度：734人、令和3年度：535人

(9)延長保育事業

	量の見込み	実績
利用人数（人）	30	25

【取組状況について】

保育の必要性の認定を受けたことにもついて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園等で保育を実施する事業である。

実績値は、民間の幼保連携型認定こども園及び小規模保育園において、市からの委託事業として実施し、実際に利用した人数の数値である。

今後も事業未実施の民間保育施設と委託契約を行い、提供体制を確保できるよう検討していく。

(10)病児保育事業（病児・病後児保育）

	量の見込み	実績
利用人数（人日）	90	60

【取組状況について】

仕事を休めない保護者や冠婚葬祭等で、急に病気になった子どもを保育できない保護者のため、病気・病気の回復期であり、かつ集団で保育すること等が困難な子どもを一時的に保育し、安心して子育てができる環境を整備するための事業である。

(11)放課後児童健全育成事業

	量の見込み	実績
1年生（人）	304	286
2年生（人）	280	275
3年生（人）	241	240
4年生（人）	240	225
5年生（人）	151	152
6年生（人）	75	78
計	1,291	1,256

【取組状況について】

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業である。市内小学校区域ごとに18クラブ設置（曾保小学校は仁尾小学校と合同）し、10クラブを委託、8クラブを直営で実施した。

延べ利用人数実績

令和5年度：152,530人 （参考）令和4年度：141,898人

教育・保育に係る需要と供給の状況（令和２年度～令和６年度）

■ 幼稚園の利用者数（各年度５月１日時点）

（単位：人）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
幼稚園	３歳	211	182	158	135	137
	４歳	282	242	186	180	155
	５歳	288	267	229	202	188
	計	781	691	573	517	480
こども園 （１号）	３歳	6	16	8	11	12
	４歳	6	4	18	8	13
	５歳	4	9	8	17	4
	計	16	29	34	36	29
合計		797	720	607	553	509

■ 保育施設の利用者数（各年度４月１日時点）

（単位：人）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
認可保育所	０歳	61	46	48	30	33
	１歳	225	204	171	173	153
	２歳	299	250	219	199	199
	３歳	182	168	142	145	117
	４歳	126	139	145	125	128
	５歳	125	121	132	133	120
	計	1,018	928	857	805	750
こども園 （２号・３号）	０歳	6	9	7	13	12
	１歳	3	22	39	40	41
	２歳	2	30	47	44	56
	３歳	49	53	79	83	78
	４歳	38	63	76	80	77
	５歳	37	58	89	77	86
	計	135	235	337	337	350
地域型 保育事業	０歳	9	8	8	16	9
	１歳	18	30	26	23	28
	２歳	12	22	29	25	30
	計	39	60	63	64	67
合計		1,192	1,223	1,257	1,206	1,167

地域子ども・子育て支援事業の実施状況(令和2年度～令和5年度)

■ 地域子ども・子育て支援事業

事業名		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者支援事業	基本型・特定型	か所	1	1	1	1
	母子保健型	か所	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業		延利用者数	16,548	12,734	21,459	21,117
妊婦健康診査		対 象 人 数	370	309	315	309
		健 診 回 数	4,144	3,617	3,503	3,408
乳児家庭全戸訪問事業		人	328	341	297	275
養育支援訪問事業		人	1	1	2	3
子育て短期支援事業	ショートステイ	延利用者数	10	25	10	11
	トワイライトステイ	延利用者数	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業(就学後対象)		延利用件数	704	548	352	454
一時預かり事業	幼稚園型	延利用者数	79,328	83,750	66,607	64,864
	幼稚園型以外	延利用者数	1,890	2,452	2,867	2,609
	ファミリー・サポート・センター(就学前対象)	延利用件数	826	535	734	506
延長保育事業		人	21	21	26	25
病児保育事業		延利用者数	23	85	49	60
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		人	1,201	1,365	1,026	1,256

アンケート調査の概要について

① 就学前児童保護者

調査目的	計画策定に向けた基礎資料とするため、就学前の教育・保育、地域子育て支援事業などの子育て支援サービスに関する実態や要望等について把握する。
実施方法	郵送配付・郵送回収(WEB 調査併用)
実施時期	令和 6 年 8 月 19 日(月)～9 月 2 日(月)
対象者	令和 6 年 6 月 1 日時点で住民基本台帳に登録のある就学前児童の保護者全数
対象者数	1,570 人

② 小学生児童保護者

調査目的	計画策定に向けた基礎資料とするため、就学後の教育・保育、地域子育て支援事業などの子育て支援サービスに関する実態や要望等について把握する。
実施方法	郵送配付・郵送回収(WEB 調査併用)
実施時期	令和 6 年 8 月 19 日(月)～9 月 2 日(月)
対象者	令和 6 年 6 月 1 日時点で住民基本台帳に登録のある就学後(小学生)児童の保護者で就学前児童の重複を除いた全数
対象者数	1,465 人

③ こども・若者

調査目的	計画策定に向けた基礎資料とするため、こども・若者の生活状況や要望について把握する。
実施方法	郵送(ハガキ)配付・WEB 回答(WEB 調査)
実施時期	令和 6 年 9 月 2 日(月)～9 月 13 日(金)
対象者	15 歳～39 歳のこども・若者
対象者数	3,000 人(住民基本台帳より居住地区、年齢を考慮して無作為に抽出)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号） ～こども誰でも通園制度の概要～

制度概要

- 児童福祉法において「**乳児等通園支援事業**」（※1）を規定。
（※1）保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「**乳児等のための支援給付**」を規定。
- 利用対象者は、**満3歳未満の小学校就学前子どもであつて、子どものための教育・保育給付を受けていない者**（※2）とし、**月一定時間までの利用可能枠**（※3）の中で利用が可能。
（※2）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということとはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
（※3）市町村は、利用対象者に対して、乳児等支援給付費を支給する。
具体的には、「内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額に、利用時間（10時間以上であつて乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間が上限）を乗じた額を支給する。
また、令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であつて内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することが可能（令和8・9年度の2年間の経過措置）。
- 本制度を行う事業所について、市町村による認可の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする（※4）。
（※4）国、都道府県及び市町村以外の者が乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村長の認可が必要であり、市町村は、条例で定める基準に適合している場合は認可を行う（市町村は、内閣府令で定める基準に従い又は参酌し、設備運営基準に関する条例を制定）

等

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
○ 制度の本格実施を見据えた試行的事業 ・ 115自治体に内示（令和6年4月26日現在） ・ 補助基準上一人当たり「月10時間」を上限	○ 法律上制度化し、実施自治体数を拡充 ・ 法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ	○ 法律に基づく新たな給付制度 ・ 全自治体で実施（※経過措置あり） ・ 内閣府令で定める月一定時間までの利用枠

5



今後のスケジュールイメージ

【令和7年度 地域子ども・子育て支援事業の実施に向けて】

- ・ こども家庭庁において、令和6年秋頃を目途に、制度に係る設備及び運営に関する基準（内閣府令）の制定を予定。
令和7年度の地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村においては、実施に先立って、当該基準に基づく条例改正の手續、市町村長による制度の実施事業所の認可手續が必要。

【令和8年度 法律に基づく給付制度の実施に向けて】

- ・ 令和7年度の地域子ども・子育て支援事業を実施しない市町村においても、令和8年度からの子ども・子育て支援法に基づく新たな給付としての実施に向けて、令和8年度までに内閣府令に基づく条例改正の手續、市町村長による制度の実施事業所の認可手續が必要。
こども家庭庁において、令和8年度からの子ども・子育て支援法に基づく新たな給付としての実施に向けて、令和7年度中に所要の法令（内閣府令等）の制定を予定。当該法令においては、制度の認定申請の手續、利用可能枠、給付費の支給に関する事項等が定められる予定。